

川崎市建築物等の解体等作業における アスベストの飛散防止ガイドライン

～大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例による手続について～

令和5年10月

川 崎 市

1	石綿（アスベスト）飛散防止対策の背景	1
2	ガイドラインの目的	1
3	石綿飛散防止対策の対象とする建築材料等	2
	(1) 吹付け石綿	2
	(2) 石綿含有断熱材等	2
	(3) 石綿含有仕上塗材	2
	(4) 石綿含有成形板等	2
4	用語の定義	3
	(1) 建築物と工作物	3
	(2) 解体と改造、補修	3
	(3) 発注者（注文者）、元請業者、自主施工者、下請負人	5
	(4) 特定工事と特定粉じん排出等作業	5
	(5) 床面積と使用面積	5
	(6) 作業開始と作業完了	6
5	解体等工事の発注者（注文者）が配慮すべき事項	7
5. 1	事前調査のための情報提供等	7
5. 2	施工方法、工期等に配慮した契約	7
6	解体等工事における石綿の飛散防止に関する手続きの概要	8
6. 1	大気汚染防止法及び条例に関する手続きの流れ	8
6. 2	法令の規定と必要な届出書の早見表	9
6. 3	手続きを行う工事の単位	11
7	特定建築材料の使用状況に関する事前調査	12
7. 1	事前調査の実施	12
	(1) 調査事項	12
	(2) 特定建築材料が使用されていないことが明らかな工事	12
	〈参考〉 使用面積の算定方法	13
	(3) 事前調査の手順	14
	(4) 他法令との関係	15
7. 2	調査を適切に行うために必要な知識を有する者	16
	(1) 知識を有する者	16
	(2) 自主施工者である個人の場合	16
7. 3	事前調査結果の発注者への説明	17
	(1) 説明の項目	17
	(2) 説明時期	18
	(3) 保存の時期と方法	18
	〈参考〉 事前調査説明書面例	18
7. 4	事前調査結果の記録の作成・保存	20
	(1) 記録の項目	20

(2) 保存の時期と方法	21
7. 5 事前調査に関する記録の写しの備え置き	21
(1) 備え置く期間	21
7. 6 下請負人への説明	21
(1) 説明項目	
(2) 説明時期	
8 周辺住民への周知（リスクコミュニケーション）	22
8. 1 事前調査結果の掲示	22
(1) 掲示期間	22
(2) 掲示方法	22
<参考>大気汚染防止法の規定による事前調査結果の掲示例	23
8. 2 広告物の配布等	24
(1) 実施の時期	24
(2) 周知方法	24
(3) 周知の範囲と対象	24
9 作業基準の遵守	26
9. 1 作業計画の作成	26
(1) 記載項目	26
(2) 作成時期	26
9. 2 作業方法等の掲示	27
(1) 設置期間	27
(2) 掲示の方法	27
<参考>大気汚染防止法に基づく事前調査結果及び作業基準による掲示例 （石綿障害予防規則と併用）	27
9. 3 特定建築材料の除去等の方法	29
(1) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の場合	29
(2) 石綿含有成形板等の場合	31
(3) 石綿含有仕上塗材の場合	31
9. 4 下請負人に対する元請業者の指導	32
9. 5 作業の記録	32
(1) 作業の記録	32
(2) 作業が計画に基づき適切に行われていることの確認	33
(3) 取り残し等の確認	33
10 石綿濃度の測定	34
(1) 測定方法	34
(2) 測定回数及び地点	34
11 特定粉じん排出等作業の記録	37
11. 1 特定粉じん排出等作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存	37
11. 2 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存	37
(1) 記録の項目	37
(2) 保存の時期と方法	38

12 届出等の提出、作成方法	39
12. 0 届出等作成、提出に関する注意事項	39
(1) 届出等の作成単位	39
(2) 提出方法について	39
(3) 届出等の用紙サイズ	39
(4) 届出等の作成部数	39
(5) 押印について	39
(6) 提出期限の数え方	40
12. 1 事前調査結果の報告	41
(1) 対象者	41
(2) 報告期限	41
(3) 報告事項	41
12. 2 特定粉じん排出等作業の実施の届出	44
(1) 対象者	44
(2) 届出期限	44
(3) 届出事項	44
12. 3 石綿排出等作業の実施の届出	46
(1) 対象者	46
(2) 届出期限	46
(3) 届出事項	46
12. 4 石綿濃度の測定計画の届出	48
(1) 対象者	48
(2) 届出期限	48
(3) 届出事項	48
12. 5 石綿濃度測定結果の報告	49
(1) 対象者	49
(2) 報告期限	49
(3) 報告事項	49
12. 6 作業完了の報告	50
(1) 対象者	50
(2) 報告期限	50
(3) 報告事項	50
13 届出等に添付する書類の一覧表	51
14 大気汚染防止法・条例の規定を遵守しなかった場合	53
14. 1 大気汚染防止法における対応	53
(1) 計画変更命令（法第 18 条の 18）	53
(2) 作業基準適合命令（法第 18 条の 21）	53
(3) 報告及び検査（法第 26 条第 1 項）	53
(4) 罰則	53
14. 2 条例における対応	54
(1) 勧告（条例第 67 条の 9）	54
(2) 公表（条例第 67 条の 10）	54

15 その他遵守していただきたい事項	55
15. 1 全ての特定工事に関する事	55
(1) 市による作業基準適合状況の確認に関する事	55
(2) 管理体制等の整備に関する事	55
(3) 緊急時の対応に関する事	55
(4) 国のマニュアルの遵守	56
15. 2 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の工事に関する事	56
(1) 石綿濃度の測定に関する事	56
(2) 作業計画の策定時に注意する事	57
ア 負圧での隔離養生を行う場合	57
イ 石綿含有成形板等の場合	57
(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関する事	58
(4) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関する事	58
(5) 石綿が付着した内装材の取扱いに関する事	58
15. 3 石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の工事に関する事	58
(1) 作業計画の策定時に注意する事	58
(2) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関する事	58
(3) 石綿が付着した内装材の取扱いに関する事	59
15. 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事	59
関係法令	60
大気汚染防止法抜粋	60
大気汚染防止法施行令抜粋	64
大気汚染防止法施行規則抜粋	64
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例抜粋	72
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋	73
平成23年川崎市告示第182号	75
石綿障害予防規則抜粋	75
建築基準法抜粋	77
建築基準法施行令抜粋	77

問い合わせ窓口

この制度及びガイドラインについて御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

＜川崎市環境局環境対策部環境対策推進課＞

電 話 044-200-2526

FAX 044-200-3921

また、次のホームページに、このガイドラインのほか、様式、記載例、パンフレット等も掲載しています。併せて御活用ください。

＜川崎市の大気 アスベスト（石綿）＞

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html>

1 石綿（アスベスト）飛散防止対策の背景

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。その繊維は極めて細いため、吸入すると肺の奥深くまで入り、また、代謝を受けにくいことから長期間にわたり体内にとどまります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあると言われていています。

一方、丈夫で変化しにくい性質を持っており、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の特性に優れているため、かつてその利便性の高さから「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」と重宝され、建材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態がありました。

また、石綿は高度経済成長期とともに多くの建築物に使用され、その総輸入量の8割は建築材料として使用されたと言われていています。しかし、人体への有害性が指摘されたため、昭和50年に労働安全の面から石綿の吹付けは原則禁止され、その後健康影響が社会問題化したことなどを契機に段階的に規制が行われ、平成18年には0.1%を超えて石綿を含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されました。

しかしながら、今後、石綿を含有する建材が使用された建築物等の解体のピークを迎えることが見込まれ、解体、改造又は補修の作業（以下「解体等作業」という。）における不適正な取り扱いにより石綿が大気中に飛散することが懸念されており、環境汚染の未然防止の観点からも、解体等作業に伴う石綿の飛散防止対策の徹底が課題となっています。

2 ガイドラインの目的

川崎市では、「大気汚染防止法」に加え、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）により、建築物等の解体等作業に伴うアスベストの飛散防止対策に取り組んでいます。

令和2年6月5日に、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため、「大気汚染防止法」が大幅に改正されました。規制建材の拡大に伴い、全ての石綿含有建材が大気汚染防止法の規制対象となり、石綿含有建材が使用された建築物等の解体等作業する場合には、発注者への書面による説明、解体前の作業計画の作成、解体等作業の記録、解体後の発注者への書面による説明などの事項が必要となります。

このガイドラインは、建築物等の解体等作業を伴う建設工事の元請業者、自主施工者の方々に、石綿に関する大気汚染防止法及び条例の規制の内容と手続きの流れを御理解いただくとともに、解体等作業を伴う建設工事の発注者の方々にも、建設工事の現場において適切な契約のもとに石綿対策が行われているかを確認していただくために作成しました。さらに、建築物等の解体等作業を伴う建設工事に携わる下請負人の方々も、建設工事の現場において作業基準を遵守する必要があります。

建築物等の解体等作業を伴う建設工事の発注者、元請業者、自主施工者、下請負人の方は、このガイドラインに基づいて石綿の飛散防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、石綿の飛散防止については、石綿障害予防規則にも類似の規定がありますが、このガイドラインは他法令の規定に基づく取組を妨げるものではありません。したがって、それぞれの法令の趣旨に基づいた取組をしていただきます。

3 石綿飛散防止対策の対象とする建築材料

石綿を含む建築材料のうち、石綿の質量の割合が0.1%を超えて含有するもの（以下「特定建築材料」という。）を対象とします。

(1) 吹付け石綿

石綿を含有する吹付け材で、石綿、ロックウール等とセメント等の結合材に水を加え、吹付け機を用いて特定部位（鉄骨や天井、壁等）に吹付けたものをいいます。

(2) 石綿含有断熱材等（石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材）

フェルト状の屋根用折板裏断熱材や煙突用断熱材、ボイラー、化学プラント、配管の曲線部等に使用されている保温材、さらに、鉄骨部分、鉄骨柱、梁やエレベーター周辺で使用されている耐火被覆材等をいいます。

(3) 石綿含有仕上塗材

日本産業規格（JIS）A6909 に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用塗材をいいます。

(4) 石綿含有成形板等

(1)、(2) 及び(3) 以外の特定建築材料で、耐水、耐火、耐久性能が要求される場所で屋根、内壁、天井、床などの材料として使用されている成形板、セメント管、押出成形品等をいいます。

特定建築材料に関する参考情報

大気汚染防止法及び条例の対象となる特定建築材料の材料名を以下に例示しました。設計図書や図面における確認の際の参考にしてください。

① 吹付け石綿

- ・吹付け石綿
- ・石綿含有バーミキュライト（ひる石）
- ・石綿含有吹付けロックウール
- ・湿式石綿含有吹付け材
- ・石綿含有吹付けパーライト

② 石綿含有断熱材等

- ・石綿含有けいそう土保温材
- ・石綿保温材
- ・石綿含有バーミキュライト保温材（ひる石保温材）
- ・石綿含有パーライト保温材
- ・石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ・石綿含有耐火被覆板
- ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ・煙突用石綿断熱材
- ・屋根用折板石綿断熱材

③ 石綿含有成形板等

- ・スレート波板
- ・スレートボード
- ・住宅屋根用化粧スレート
- ・サイディング
- ・けい酸カルシウム板第1種
- ・パルプセメント板
- ・石綿紡織品
- ・スラグせっこう板
- ・押出成形セメント板
- ・ビニル床タイル／ビニル床シート
- ・パーライト板
- ・ロックウール吸音天井板
- ・せっこうボード
- ・モルタル
- ・パッキン
- ・ソフト巾木
- ・ルーフィング
- ・セメント円筒
- ・下地調整材
- ・ガスケット

④ 石綿含有仕上塗材

※ 上記に記載のない石綿が含有している建築材料も、対象となります。

川崎市では、石綿紡織品を切断、破砕等する場合は、石綿が飛散しやすいので、②石綿含有断熱材等と同等の作業を行うようお願いしています。

参考：「目で見るアスベスト建材（第2版）」

URL: https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html（国土交通省）

「石綿（アスベスト）建材データベース」

URL: <https://www.asbestos-database.jp/>（国土交通省、経済産業省）

4 用語の定義

このガイドラインで用いる用語の定義は次のとおりです。

(1) 建築物と工作物

○ 「建築物」

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものである。

○ 「工作物」

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

○ 「建築物等」

建築物及び工作物を指す。

(2) 解体と改造、補修

○ 「解体」

既存建築物等の全部または一部を取り壊す作業。建築物の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す作業をいう。一般的なりフォームにおいても、この定義に該当する作業であれば解体として取扱う。

建築基準法施行令（抜粋）

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

○ 「改造、補修」

解体以外の建築物等の一部に手を加える作業全般。ただし、石綿の含有状況を調査するためのサンプリングなどは該当しない。

○ 「解体等工事」

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を指す。

○ 「解体等工事」に該当しない作業 (R2. 11. 30 付環水大大発第 2011301 号通知)

事前調査の対象としないものであり、法令のアスベスト規制の対象外となる。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取

り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたaからkまでの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたl及びmの工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及びn の工作物の解体・改修の作業
- a 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設
- b 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- c 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備
- d 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び第4条第1項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
- e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- f 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設
- g 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
- h 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
- i 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場
- j 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）

(3) 発注者（注文者）、元請業者、自主施工者、下請負人

- 「発注者」
解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外の者をいう。
- 「元請業者」
発注者から直接解体等工事を請け負ったものを元請業者という。
- 「自主施工者」
解体等工事を請負契約によらないで自ら施工するものを自主施工者という。
- 「下請負人」
特定工事の全部又は一部を請け負った他の者で、その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。

(4) 特定工事と特定粉じん排出等作業

- 「特定工事」
「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事をいう。解体工事の場合、特定粉じん排出等作業以外の工事を含まない。解体後に新たな建築物等の建設工事がある場合は、当該建設工事は含まない。
- 「届出対象特定工事」
特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去等を伴う工事を含む建設工事をいう。
- 「特定粉じん排出等作業」
特定建築材料が使用されている建築物等の解体等作業をいう。特定建築材料が使用されていない部分の解体等作業は含まない。

(5) 床面積と使用面積

- 「床面積」
建築物の解体工事を行う場合は、解体を行う建築物の床面積の合計（建築基準法第92条、同施行令第2条第1項第4号「延べ面積」と同等）をいう。建築物の一部解体の場合、一部解体する部分の床面積を指す。
※ 柱、壁等床面積の概念がないもののみを解体する場合は、床面積をゼロとしてもよい。（建設リサイクル法の届出の考え方と同様とします。）
- 「使用面積」
特定工事に係る部分において使用されている特定建築材料の使用面積で、工事の単位ごとに合計した面積を指す。つまり、一つの建築物又は工区において解体等作業の対象となる部分が複数ある場合は、その特定建築材料の使用面積を合算した数値とする。一部解体の場合、解体しない部分の使用面積は含まない。
 - ・ 複数工区がある場合、一つの建築物において2か所の作業場所がある工事の場合、解体等作業の対象となる部分の石綿含有成形板の使用面積がそれぞれ300m²、400m²のときは、その工事における使用面積は、合計の700m²となる。
 - ・ 複数の特定建築材料を除去する場合、「吹付け石綿、石綿含有断熱材等」で合算し、「石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材」で合算する。

(6) 作業開始と作業完了

○ 「特定工事の開始」

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事の開始をいう。建築物の解体工事の場合などで仮設が必要な場合は、仮設工事の開始を指す。草刈等の準備工事は含まれない。

○ 「特定工事の完了」

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事の完了をいう。建築物の解体工事の場合は、解体が終了し、整地が終了したとき。

○ 「特定粉じん排出等作業の開始」

特定建築材料の除去等に先立って行う、足場の組立てなどを含めた作業区画の隔離、集じん排気装置の設置等の石綿の飛散防止のための作業など、一連の作業の開始をいう。

(例)

「①吹付け石綿」、「②石綿含有断熱材等」の場合

- ・ 足場設置、隔離養生を始めたとき。
- ・ 足場設置、養生をしない場合、グローブバッグの設置を始めたとき。

「③石綿含有成形板等」「④石綿含有仕上塗材」の場合

- ・ 石綿飛散防止のための足場設置、建築物周囲の養生を始めたとき。
- ・ 敷地境界と建築物の周囲の両方に養生がある場合、建築物周囲の養生を始めたとき。
- ・ 石綿含有成形板等が内装材のみで、窓、換気口等の開口部の目張りを養生の代替として作業する場合、目張りを開始したとき。

○ 「特定粉じん排出等作業の完了」

作業区画の隔離、幕など養生、足場の撤去の完了をいう。特定建築材料の除去等が終了した後も、養生、足場の撤去をせずに、引き続き建築物等の解体工事を行う場合、除去設備を作業場から撤去したとき、かつ廃棄物を保管場所に移動したときを作業の完了を指す。

(例)

「①吹付け石綿」、「②石綿含有断熱材等」の場合

- ・ 養生を解除し、除去設備の撤去と廃棄物の保管場所への移動を完了したとき。

「③石綿含有成形板等」「④石綿含有仕上塗材」の場合

- ・ 養生、足場の撤去をせずに、引き続き建築物の解体をする場合、廃棄物を保管場所に移動したとき。作業場と隔離した保管場所を設けていない場合は、特定建築材料の除去が完了したとき。

5 解体等工事の発注者（注文者）が配慮すべき事項

解体等作業の際に石綿の飛散防止対策が適正に実施され、周辺の環境に悪影響を及ぼさないようにするために、工事の発注者は元請業者と十分に話し合ったうえで、以下のことについて配慮してください。

対象：すべての解体等工事（他の者から請け負ったものを除く。）の発注者（注文者）

5. 1 事前調査のための情報提供等（法18条の15第2項）

解体等工事の発注者（注文者）は、元請業者に対して、調査に要する費用を適正に負担し、解体等工事を行う建築物等の設計図書等の特定建築材料の使用状況に関する情報を提供するよう努めてください。

発注者が保有する設計図書等の建築物等に関する情報は、事前調査において非常に有益な情報となるため、大切に保管してください。

5. 2 施工方法、工期等に配慮した契約（法18条の16）

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事は、使用されていないものに比べ、費用は高く工期も長くなります。発注者がその点を理解し、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

発注者は事業者の選定にあたり、事前調査の実施の有無、作業基準の遵守などを確認したうえで、適正な工事を施工する事業者を選択し、それに見合った費用、工期での契約をするようにしてください。これは、すべての下請負人が適切に作業基準の遵守ができるようにするための措置です。

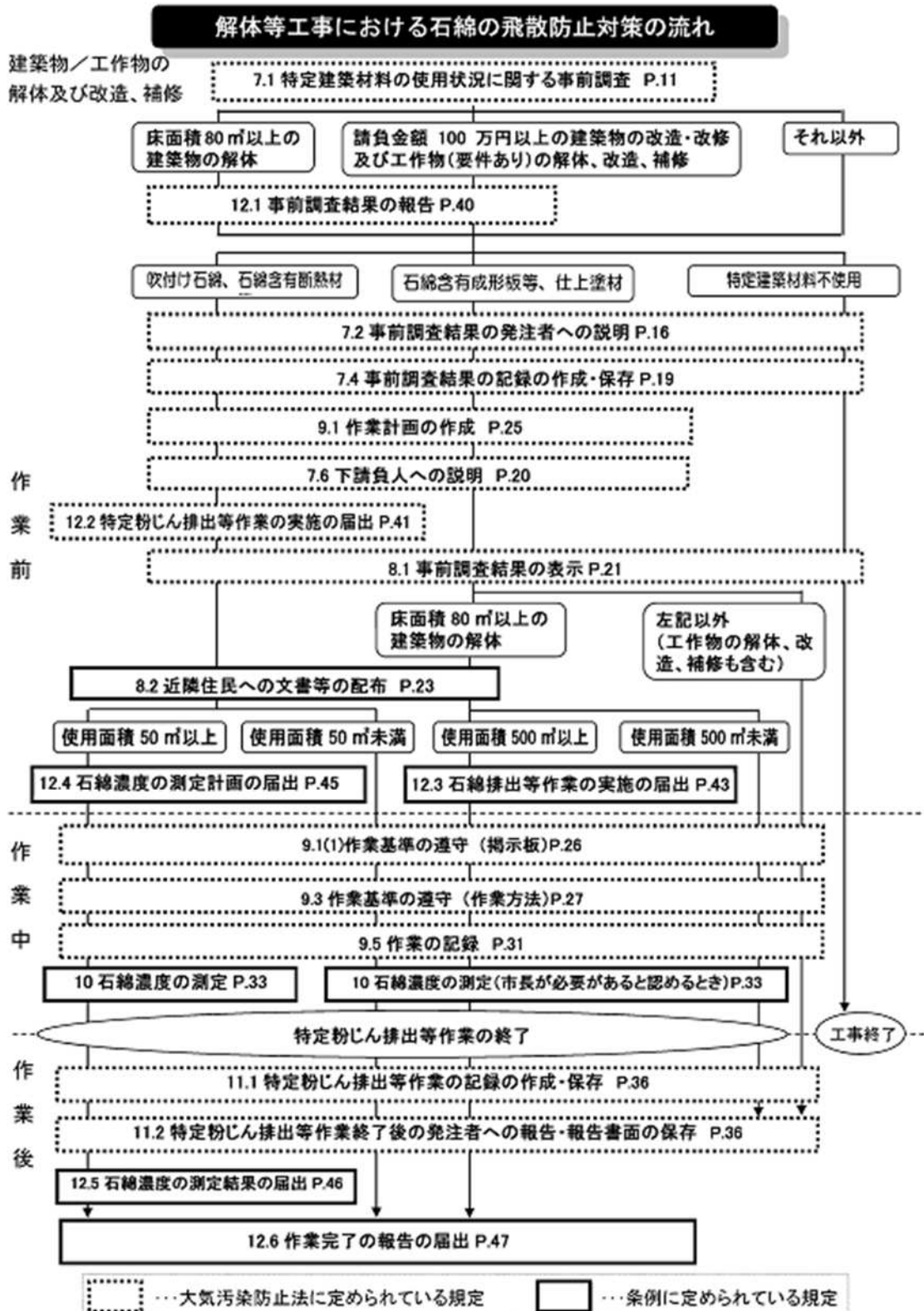
また、天候等の影響により工事が遅延したり、工事の進行により新たに特定建築材料が見つかったりすることがあります。そのような時は、元請業者、下請負人に無理な条件を押し付けることなく、必要な契約変更を行ってください。

6 解体等工事における石綿の飛散防止に関する手続きの概要

6. 1 大気汚染防止法及び条例に関する手続きの流れ

解体等工事を実施する場合、大気汚染防止法及び条例の規定に基づき、次の流れでそれぞれの手続きが必要です。

(2022年)令和4年4月～



6. 2 法令の規定と必要な届出書の早見表

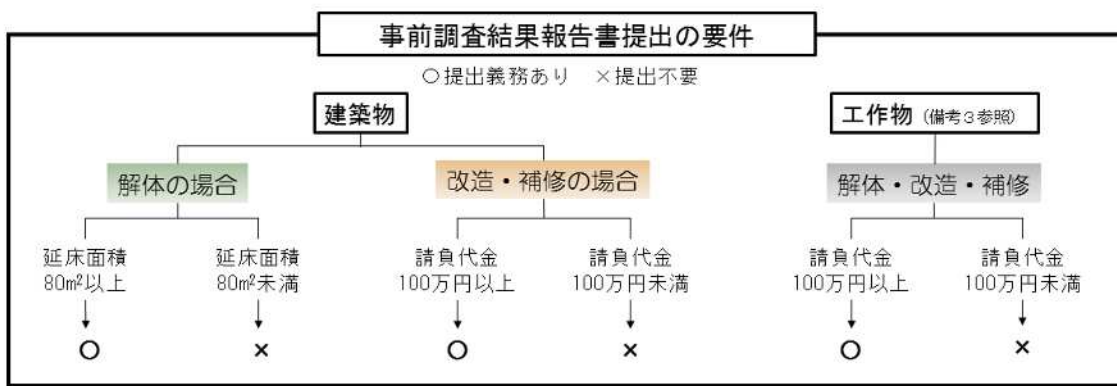
解体等工事を実施する際に関係する法令の規定と必要な届出書について、実施する解体等作業の内容が、フローチャートのA～F、H～Kのどこに該当するかを調べ、下の表と照らし合わせるにより、必要な手続きや作業内容、届出書を確認ください。

(2022年)令和4年4月～

(1) 事前調査結果報告書の提出が必要な解体等工事

事前調査結果報告書の提出義務は、石綿含有建材の使用有無に関わらず以下の条件によって規定されています。実施する解体等工事の内容が、フローチャートのどこに該当するかを調べ、○の場合は事前調査結果報告書を提出してください。

なお、事前調査結果報告書の他、特定粉じん排出等実施届出書などその他の届出が必要な場合があります。また、事前調査結果の記録・保存等の義務、作業基準等も定められています。2のフローチャートをご確認の上、適切に届出等を行ってください。

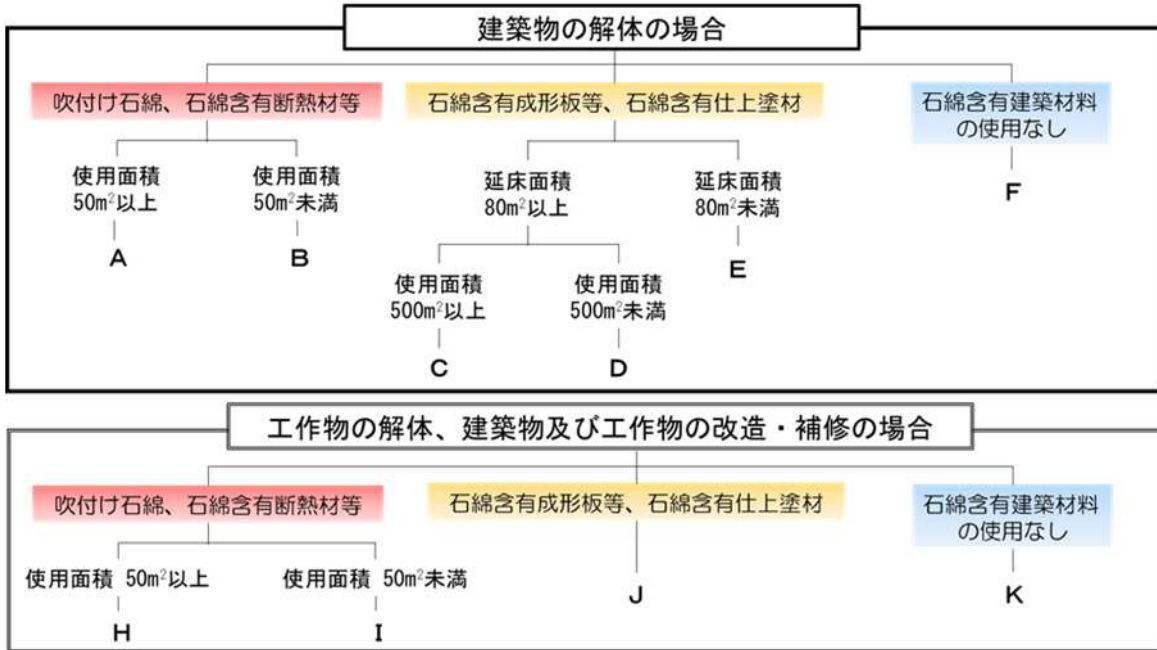


備考

- 解体、改造又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合には、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
- 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降機の囲い（建築物であるものを除く。）です。（令和2年10月7日環境省告示第77号）

(2) (1)以外の届出が必要な解体等工事と作業基準等

実施する解体等工事の内容が、フローチャートのA~Kのどこに該当するかを調べ、下の表と照らし合わせ、必要な手続きや作業内容、届出書を確認してください。(なお、Gは欠番です。)



		根拠		A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
石綿含有建材の事前調査実施		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発注者への説明		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の記録・保存		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	大	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
	事前調査結果報告書の提出	大	-	(1)を参照									
	石綿排出等作業実施届出書の提出	-	条	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	石綿濃度測定計画・報告書の提出	-	条	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	作業完了報告書の提出	-	条	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-
作業計画の作成		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
広告物の配布等(住民周知)		-	条	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
(元請業者から)下請業者への説明		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
特定 工事 中	事前調査結果の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前調査結果の写しの備え置き	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業実施基準の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業基準の遵守(作業方法)	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業の記録	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	石綿濃度の測定	-	条	○	※	※	※	※	-	○	※	※	-
特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-

大・・・大気汚染防止法 条・・・川崎市条例 ※は市長が必要と認める場合に、測定等を要請することがあります。

6. 3 手続きを行う工事の単位

このガイドラインにおける石綿の飛散防止に関する手続きは、次に示す単位を一つの工事として、工事ごとに実施していただきます。床面積や特定建築材料の使用面積を算出する際もこの単位で行います。

- 建築物の場合：ひとつの建築物をひとつの単位とします。同一敷地内や同一契約で複数の建築物の解体を行う場合であっても、建築物毎に手続きが必要となります。また、建築物内に設置された工作物の場合も建築物を単位として、手続きが必要です。

- 工作物の場合：原則としてひとつの工作物をひとつの単位とします。なお、複数の工作物を一括して工事する場合は、作業を行うために立入禁止措置等を行った区画（例えば、石綿障害予防規則の「関係者以外立入禁止（第15条）」を行った区画）をひとつの“工区”として、この工区を単位とします。この場合、工区内の特定建築材料の使用面積を合算し、石綿濃度測定義務に該当するか否かを判断します。

7 特定建築材料の使用状況に関する事前調査

7. 1 事前調査の実施（法第18条の15第1項、第3項、第4項）

対象：解体等工事の元請業者又は自主施工者

解体等工事を実施する際は、石綿が含まれている建材の使用状況により、各種法律や条例に基づく手続きや作業基準の遵守が必要となります。そのため、大気汚染防止法では、すべての解体等工事に、特定建築材料の使用状況に関する事前調査の実施及び記録を義務づけています。なお、「特定建築材料が使用されていないことが明らかな工事」は、調査を実施すべき工事から除外されています。

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、次のとおり建築物等に使用されている特定建築材料の使用状況について、調査を実施してください。

(1) 調査事項

建築材料の種類ごとに、調査します。調査項目は、「7. 3 事前調査結果の発注者への説明」をご参照ください。

(2) 特定建築材料が使用されていないことが明らかな工事

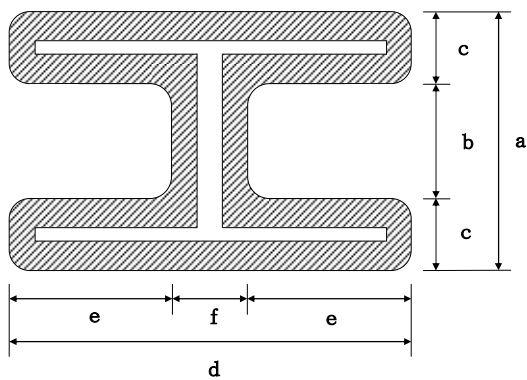
環境省通知 令和2年11月30日付環水大大発第2011301号をご参照ください。

URL： <https://www.env.go.jp/hourei/add/d050.pdf>（環境省）

<参考> 使用面積の算定方法

- ① 吹付け石綿 柱の場合 (天井の高さを h ($=2.5\text{m}$) を指す)

断面図



吹付け材の外周の面積を算出してください。

$a=460\text{mm}$

$b=300\text{mm}$

$c=80\text{mm}$

$d=460\text{mm}$

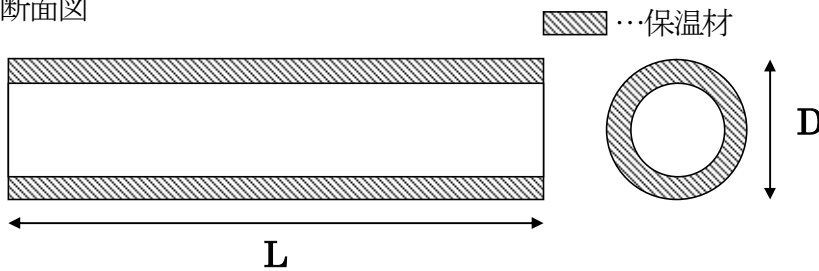
$e=190\text{mm}$

柱の耐火被覆外周 $= a \times 2 + d \times 2 + e \times 4 = 2.60\text{m}$

柱1本の耐火被覆の面積 $A = 2.60 \times h = 6.5\text{m}^2$

- ② 保温材等 配管の場合 (直径 D で長さ L を指す)

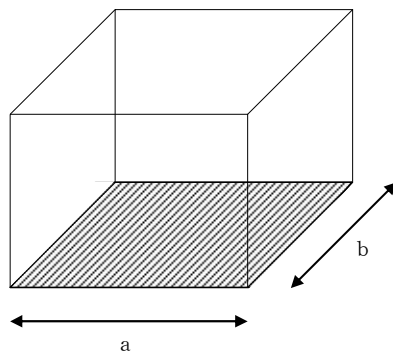
断面図



保温材の外周の面積を算出
してください。

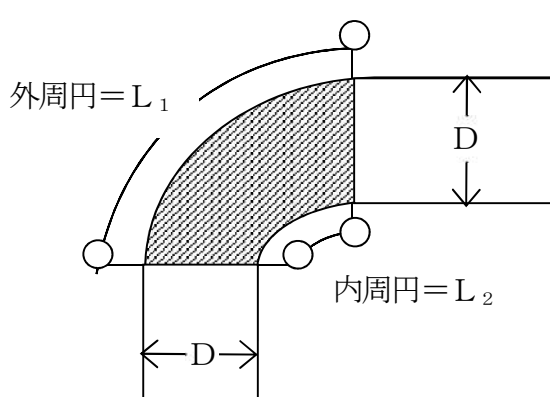
$A = \pi D \times L$

- ③ 成形板 床材の場合



$A = a \times b$

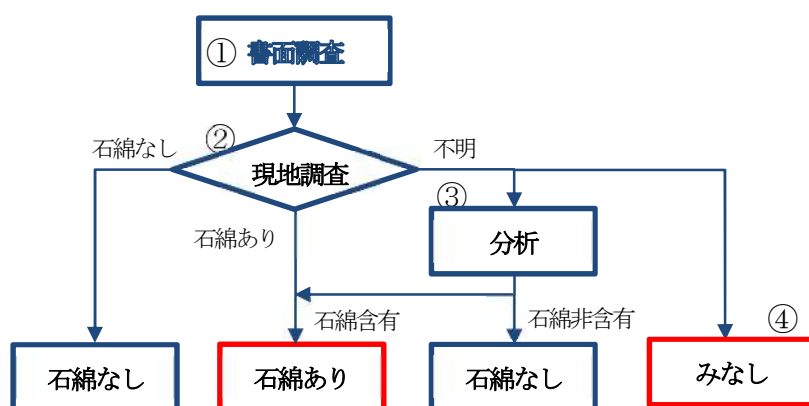
- ④ 直径 D のパイプのエルボ一部分



$A = \frac{L_1 + L_2}{2} \times \pi D$

(3) 事前調査の手順

事前調査の例を下記に示します。



上記のフロー図の手順に従い、それぞれ次のように実施してください。

① 設計図書その他の資料の確認（法施行規則第16条の5第1項第1号本文）

まず、建築や改修当時の材料、工法などが記載されている設計図書や施工記録などから、特定建築材料の可能性のあるものを抽出し、施工年と使用建材の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を確認します。

また、平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガスケット等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

<参考> 石綿（アスベスト）建材データベース

URL：<https://www.asbestos-database.jp/>（国土交通省、経済産業省）

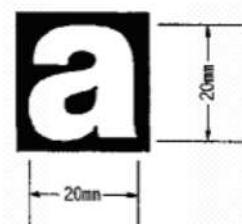
② 目視（現場確認）（法施行規則第16条の5第1項第1号本文）

①の調査を行った結果、石綿の有無が不明であった場合、目視による（現場）調査を行います。特定建築材料の使用箇所がその種類からある程度特定されることが多いことから、目視により使用の可能性を判断したり、成形板等については、“a”マーク、商品名、製品番号等を調べることによって石綿含有の識別を行います。ただし“a”マークが記載されていない場合でも、石綿が含有している場合があるので注意が必要です。これらの方法で明らかにならないときは、目視だけでは石綿含有の有無の確認は極めて困難であることから、分析を行います。

aマーク

石綿含有の建材を製造する業界においては、平成元年7月からの製造分では質量で5%を超えるもの、平成7年1月26日からの製造分では1%を超えるものに対して、自主的に20mm×20mmの大きさの“a”の文字を押印などにより表示しています。

（現在は、0.1%を超える石綿含有と判断するので、aマークがなくても石綿が含有している場合があります。）



③ 分析（法施行規則第16条の5第1項第2号本文）

①及び②の方法によって建築物等における特定建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、建築物等の建材の一部を試料として採取し、JISA1481-1、A1481-2、A1481-3、A1481-4等により当該試料中の石綿の含有の状況の分析を行います。

なお、この分析法は高度の専門技術が必要とされるため、石綿の同定に必要な技術、経験を有する分析機関に依頼してください。（分析機関についての問合せ先 社団法人日本作業環境測定協会 精度管理センター URL：<http://www.jawe.or.jp/>）

令和5年10月1日以降の分析については、厚労省が所管する石綿障害予防規則において、以下の大臣が定めるものに分析を行わせるよう規定されています。

- ・石綿障害予防規則告示に定める分析調査講習を受講し終了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

④ 特定建築材料とみなす方法（法施行規則第16条の5第1項第2号ただし書）

①及び②の方法によって特定建築材料の使用の有無等を確認することができないとき、③による分析を行わずに、特定建築材料とみなして工事を行うことができます。みなした場合はそれぞれの建材に見合った届出手続きや各種法令に定められた作業基準の遵守、廃棄物処理等の必要な措置を講じてください。

(4) 他法令との関係

事前調査の実施については、石綿障害予防規則第3条第1項及び第2項においても規定されています。このガイドラインの事前調査の方法については、他法令の規定による事前調査を妨げるものではありません。他法令の規定の内容についても十分確認し、その趣旨に沿った調査を実施してください。

<参考> 事前調査の方法

（一社）JATI 協会のHPでは「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書モデル様式」を参考にすると、より詳細な調査をすることが可能です。

URL:<http://www.jati.or.jp/>

7. 2 調査を適切に行うために必要な知識を有する者

(法第18条の15第1項、第4項、規則第16条の5(工作物についてはR8.1.1施行))

(1) 建築物の解体等工事

令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体等工事の事前調査は、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために、一定の知識を有する者として環境大臣が定める者(以下「調査者等」という。)が行う必要があります。

(2) 工作物の解体等工事

工作物については、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体等工事のうち、以下のものについて、調査者等による事前調査が必要です。

- ・環境省告示第77号(72ページ)で示す工作物
- ・それ以外の工作物であって、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うもの

(3) 知識を有する者として環境大臣が定める者(調査者等)

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

令和5年10月1日時点で、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者の3種類があります。今後、工作物に関する調査者が追加される予定です。

(一戸建て等石綿含有建材調査者が調査できる建築物は、一戸建て住宅等に限り)

- ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者(義務付け適用前に、かつ、行う時点においても登録されているものに限り)

(4) 自主施工者である個人の場合

解体等工事を業として行わない個人が、床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも調査者等に事前調査を実施させる必要はありません。ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。

7. 3 事前調査結果の発注者への説明

(法第 18 条の 15 第 1 項第 1 号、第 3 号、規則第 16 条の 6、第 16 条の 7)

対象：解体等工事の元請業者

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）に該当するか否かについて調査を行い、その調査結果について発注者に対して、説明しなければなりません。

(1) 説明の項目

根拠		説明事項	吹付け石綿 石綿含有断熱材等	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	石綿含有建材 使用無し		
法 第 18 条 の 15	一	事前調査の結果	○	○	○		
	二	イ	建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積	○	○	—	
		ロ	特定粉じん排出等作業の種類	○	○	—	
		ハ	特定粉じん排出等作業の実施期間	○	○	—	
		ニ	特定粉じん排出等作業の方法	○	○	—	
	三	ロ	特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	○	—	—	
	四	施行規則第 16 条の 7	一	事前調査を終了した年月日	○	○	○
			二	事前調査の方法	○	○	○
			三	調査者等の氏名及び講習名	○	○	○
		施行規則第 10 条の 4 第 2 号	一	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図付近の状況	○	—	—
二	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要		○	○	—		
三	特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所		○	○	—		
四	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		○	—	—		

(2) 説明時期

① 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の場合

発注者への説明は、解体等工事の開始日の14日前までに（特定粉じん排等作業を工事の開始日から14日以内に開始する場合あつては、特定粉じん排出等作業の開始日14日前までに）行ってください。

② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の場合

発注者への説明は、解体等工事の開始日まで遅滞なく行ってください。

(3) 保存の時期と方法

発注者への説明の書面の写しは、解体等工事が完了した日から3年間保存してください。電磁的記録として保存することもできます。

<参考> 事前調査説明書面例

環境省及び厚労省発行の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」参照

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭設置場所	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 1のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
⑫発注者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
⑬元請業者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)

年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の表示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を変更する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

- 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

7. 4 事前調査結果の記録の作成・保存（法第18条の15第3項、第4項、規則第16条の8）

対象：解体等工事の元請業者又は自主施工者

解体等工事の元請業者及び自主施工者は、事前調査結果の記録を作成し、保存する必要があります。元請業者の場合は、7.3で示したとおり発注者に対する説明の書面の写しも保存してください。

(1) 記録の項目

施行規則根拠	記録事項	設計図書等により明らかに石綿非含有と判明した場合 ※1	左記以外の場合
第16条の8	一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○
	二 解体等工事の場所	○	○
	三 解体等工事の名称及び概要	○	○
	四 事前調査を終了した年月日 事前調査の方法	○	○
		○	○
	五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 建築材料を設置した年月日	○	○
		○※2	—
	六 解体等工事に係る建築物等の概要	—	○
	七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	—	○
	八 事前調査を行った時は、当該調査を行った者の氏名（証明する書類の写しも保存）	—	○
九 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	—	○	
十 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	—	○	

※1 解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合

※2 解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。

(2) 保存の期間と方法

事前調査の結果を記録し、解体等工事が完了した日から3年間保存してください。電磁的記録として保存することもできます。既に他法令により調査結果の保存をしている場合は、その様式に基づいて結果を保存してもかまいません。

＜参考＞ 事前調査結果の記録様式

事前調査結果報告書の作成方法は、厚生労働省が公開している、建築物石綿含有建材調査者講習の標準テキストの第4講座にまとめられています。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/seki men/other/pamph/index_00002.html

また、(一社) JATI 協会の HP では「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書モデル様式」が掲載されています。

URL:<http://www.jati.or.jp/>

7. 5 事前調査に関する記録の写しの備え置き (法第 18 条の 15 第 5 項)

対象：解体等工事の元請業者又は自主施工者

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録の写しを現場に備え置く必要があります。

なお、「現場に備え置く」とは、常に現場にある事務所等に備え置くことだけでなく、工事を施工する者や川崎市職員が現場で確認可能な状況であれば問題なく、電磁的な記録でも構いません。

(1) 備え置く期間

解体等工事の期間中

7. 6 下請負人への説明 (法第 18 条の 16 第 3 項、規則第 16 条の 11)

対象：請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせる元請業者又は下請負人

(1) 説明の項目

根拠		説明事項
法第 18 条の 16 第 3 項		特定粉じん排出等作業の方法
施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 2 号		特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
施行規則第 16 条の 4 第 1 号	ハ	特定粉じん排出等作業の種類
	ニ	特定粉じん排出等作業の実施の期間
	ホ	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(2) 説明時期

下請契約を締結するときまでに下請負人に説明してください。請負契約の書面に記載するなど文書によって説明することをお勧めします。

8 周辺住民への周知（リスクコミュニケーション）

近年、特定建築材料が使用されている建築物の解体に伴う環境中への石綿の飛散に対する懸念が高まっており、市民からもその影響を心配する声が多く寄せられています。このため、正確な情報を住民に提供することや住民からの問合せに丁寧に答えることが重要となってきます。そこで、上記の元請業者及び自主施工者は、次の二つの方法により周辺の住民に対して周知を行ってください。（どちらか一方ではなく、両方の方法で周知する必要があります。）

なお、特定建築材料がない工事現場であっても、大気汚染防止法の規定により、掲示板による周知が必要です。

8. 1 事前調査結果の掲示（法第18条の15第5項、規則第16条の9、10）

対象：解体等工事の元請業者又は自主施工者

(1) 掲示期間

解体等工事の期間中、**掲示**してください。例えば、建築物の解体工事の場合は、仮設の設置から整地完了までとなります。

(2) 掲示方法

次の事項を記載した掲示板（大きさ：A3、297×420mm以上）を公衆の見やすい場所に設置してください。

掲示板の記載事項

- ① 特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）に該当するか否か
- ② 特定建築材料の使用の有無について調査した年月日（調査を終了した年月日）
- ③ 調査の方法
- ④ 特定建築材料の種類
- ⑤ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先、（法人の場合）代表者名

※ ①～⑤の項目は、作業基準の掲示板的設置（9.2 作業方法等の掲示）の記載事項と併せて、1枚の掲示板とすることもできます。なお、掲示については、具体的な様式を定めておらず、石綿障害予防規則など他法令に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えありません。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はありません。

<参考>大気汚染防止法の規定による事前調査結果の掲示例

石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^③ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。</p>			
事業場の名称： 解体工事作業所。		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)。	
調査終了年月日：	令和 年 月 日。	氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)。	
看板表示日：	令和 年 月 日。		
解体等工事期間：	令和 年 月 日。～	住所：	
調査方法の概要(調査箇所)。		現場責任者氏名。	
【調査方法】		運務場所 TEL。	
【調査箇所】			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)。		調査を行った者(分析等の実施者)。	
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)。		氏名又は名称及び住所。	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。		事前調査・試料採取を実施した者。	
		① 日本アスベスト調査診断協会登録者。	
		氏名 会員番号	
		住所：	
		分析を実施した者。	
		② 環境分析センター 代表取締役社長	
		氏名 登録番号	
		住所：	
		その他事項。	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。	
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明。	
		⑤材料の製造年月日。	

8. 2 広告物の配布等（川崎市条例第 67 条の 3）

対象：特定工事を施工しようとする事業者であつて、以下に該当する者

- ① 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事の元請業者及び自主施工者
- ② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80m²以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

対象となる工事の元請業者及び自主施工者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺住民に対し、当該事業者の氏名又は名称、特定粉じん排出等作業の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知する必要があります。

(1) 実施の時期

特定工事の開始前に実施してください。例えば、仮設を設置する場合は、仮設の設置が特定工事の開始となるので、その前までには実施する必要があります。

(2) 周知方法

広告物の配布、訪問による個別説明、説明会の開催などの方法により実施してください。

条例の周辺住民への周知に関する規定は、解体等工事による石綿の飛散のおそれに対し、住民と事業者がコミュニケーションを取りながら、作業の実施方法について情報を共有し、安全かつ円滑に工事が推進されることを目的としています。したがって、この趣旨を踏まえ、広告物の配布だけでなく、必要に応じて個別訪問や説明会も併せて実施してください。特に規模の大きな建築物の場合には、説明会を実施するなどの配慮が必要です。

(3) 周知の範囲と対象

周知の範囲は、以下のとおりとします。

周知範囲：特定粉じん排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で 20mの範囲内の住民。事業を営まれている方、学校など公共施設も含まれます。

「特定粉じん排出等作業を行う区域」とは、特定粉じん排出等作業の関係者（石綿を除去する作業員やその監督者など）以外の者の立ち入りを禁止するエリア（バリケード、ロープ、ラバーコーンで物理的な措置を講じた場所）のことです。（石綿障害予防規則第 15 条「関係者以外立入禁止」）

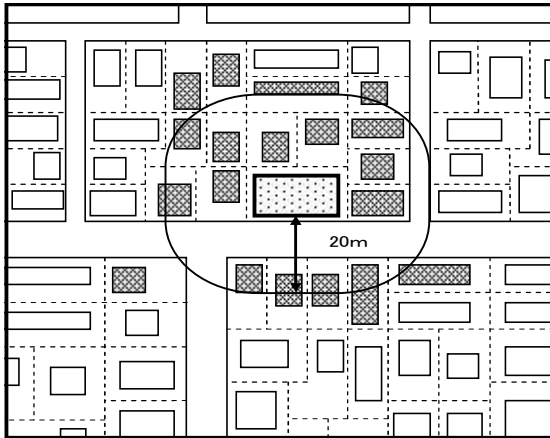
条例施行規則に規定する 20m の範囲の外に居住する住民に対しても、状況に応じて同様に配慮することも大切です。また、解体等作業を伴う工事の場所が、保育園、幼稚園、小、中学校などの公共施設の付近にある場合は、石綿の飛散に伴う影響を心配される方々が非常に多くなりますので、周知の方法や対象についても十分に配慮することが必要です。

なお、工業専用地域等において、周囲に居住する住民がいない場合であっても、20mの範囲内に近隣の事業所がある場合は、その事業所に対して周知をしてください。

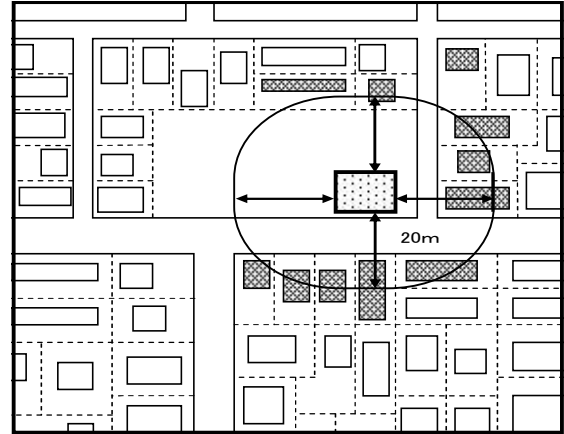
<周知範囲の例>

周知範囲は次の図に示すとおりですが、状況に応じて 20m の範囲外であっても周知を実施するなどの配慮が必要です。

■建築物の解体の場合



■広大な敷地の中の一部の建築物の解体の場合



9 作業基準の遵守（法第 18 条の 14、第 18 条の 19、第 18 条の 20、第 18 条の 22）

特定工事の元請業者及び自主施工者は、使用されている建築材料の種類により、大気汚染防止法に定められた作業基準を遵守しなければなりません。なお、作業を下請負人に委託する場合、作業基準は元請業者だけでなく、下請負人も遵守しなければなりません。

9. 1 作業計画の作成（法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 1 項）

対象：特定工事の元請業者又は自主施工者

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、特定粉じん排出等作業の計画を作成し、作成した計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行ってください。なお、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業基準が異なります。

(1) 記載項目

「7. 3 事前調査結果の発注者への説明」の内容に発注者の氏名等を加え、調査者等の氏名等を削除したものになります。

作業計画の記載事項

- ① 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であってはその代表者氏名
- ② 特定工事の場所
- ③ 特定粉じん排出等作業の種類
- ④ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑧ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑨ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

特定粉じん排出等作業の方法は、施工方法がわかるような記載をしてください。

(2) 作成時期

① 吹付け石綿、石綿含有断熱材等

作業計画が事前調査結果の発注者への報告事項となっているため、発注者への報告前に作業計画を作成する必要があります。作業計画の記載事項は、特定粉じん排出等作業実施届事項（12. 2 特定粉じん排出等作業の実施の届出）と同じであり、発注者が特定粉じん排出等作業実施届出を届出期日までに提出できるように作成する必要があります。解体等工事の開始日の 14 日前までに（特定粉じん排出等作業を工事の開始日から 14 日以内に開始する場合は、特定粉じん排出等作業の開始日 14 日前までに）する必要があります。

② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

特定粉じん排出等作業を開始するまでに作成してください。

9. 2 作業方法等の掲示（規則第 16 条の 4 第 2 号）

対象：特定工事の元請業者又は自主施工者

(1) 設置期間

特定工事の期間中、掲示してください。

(2) 掲示の方法

次の事項を記載した掲示板（大きさ：A3、297×420mm 以上）を公衆の見やすい箇所に設置してください。

掲示板の記載事項

- ① 特定粉じん排出等作業の実施の届出をしたときは、その届出年月日、届出先
- ② 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、（法人の場合）代表者の氏名
- ③ 作業期間
- ④ 作業方法
- ⑤ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

※ 具体的な様式を定めておらず、石綿障害予防規則など他法令に基づく掲示、事前調査結果の表示（8. 1 事前調査結果の掲示）の記載事項と併せた形式で表示しても差し支えありません。なお、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はありません。

<参考> 大気汚染防止法に基づく事前調査結果及び作業基準による掲示例

（石綿障害予防規則と併用）

① 吹付け石綿、石綿含有断熱材等

石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※掲示サイズは(A3以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第 88 条第 3 項（労働安全衛生規則第 90 条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称		労働基準監督署		令和 年 月 日	発注者または自主施工者
届出先及び届出年月日	神奈川 都・道・府(県)	川崎市 区	令和 年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
	調査終了年月日		令和 年 月 日		
	石 綿 表 示 日		令和 年 月 日	住所	
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~		令和 年 月 日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~		令和 年 月 日		
【調査方法】	調査方法の概要(調査箇所)				元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査箇所】					氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)				住所
【石綿含有あり】					現場責任者氏名
					連絡場所 TEL
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照					を石綿作業主任者に選任しています。
					調査を行った者(分析等の実施者)
					氏名又は名称及び住所
	石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法				事前調査・試料採取を実施した者
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他				①特定建築物石綿含有建材調査者
機種・型式・設置数	機種:集じん・排気装置・型式: ○-2000・設置数:○台				環境(株)氏名 登録番号
排気能力(m ³ /min)	m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)				住所: -
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・精修効率:99.97%・粒子径:0.3µm				分析を実施した者
					②氏名 登録番号
					住所: -
使用する資材及びその種類					その他の事項
その他の石綿(特定粉じんの)排出又は飛散の抑制方法					調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を要す
備考:その他の条例等の届出年月日					①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(令和 年 月 日届出)					⑤材料の製造年月日

② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(レベル3)記入例 ※揭示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
本工事は、石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第18条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称: 解体工事作業所	
調査終了年月日:	令和 年 月 日:
看板表示日:	令和 年 月 日:
解体等工事期間:	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間:	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
調査方法の概要(調査箇所):	
【調査方法】:	元請業者(工事の施工者かつ調査者):
【調査箇所】:	氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名):
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠):	
【石綿含有あり】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。	住所:
「 」 」 」	現場責任者氏名:
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。	連絡場所 TEL:
「 」 」	を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法:	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ・剥離剤: ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等
備考:その他の条例等の届出年月日: 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(令和 年 月 日届出)。	①一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 登録番号 住所: 分析を委託した者 ② 氏名 登録番号 住所:
	その他事項 調査結果の概要に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日 ⑥みなし

※ 特定粉じん排出等作業がないときは、「8. 1 事前調査結果の揭示」の事前調査結果についてのみ揭示してください。

9. 3 特定建築材料の除去等の方法

(法第18条の14、第18条の19、規則第16条の4第6号・別表第7)

特定建築材料の除去等の方法を遵守すべき者は、次の通りです。

なお、作業を下請負人に委託する場合は、下請負人も遵守しなければなりません。

対象：特定工事の元請業者、自主施工者、下請負人

(1) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置																
1	<p>①吹付け石綿を除去する作業</p> <p>②石綿含有断熱材等を次の方法で除去する作業</p> <p>方法：かき落とし、切断、破碎（2、3に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（作業場）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z 8122に定めるHEPAフィルターを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">タイミング頻度</th> <th style="width: 50%;">確認方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに</td> <td>◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）</td> </tr> <tr> <td>除去等を行う日の開始後</td> <td>・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器</td> </tr> <tr> <td>集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合</td> <td>◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）</td> <td>・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">タイミング頻度</th> <th style="width: 50%;">確認方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除去等を行う日の作業開始前</td> <td>◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）</td> </tr> <tr> <td>作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）</td> <td>・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>	タイミング頻度	確認方法等	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）	除去等を行う日の開始後	・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと	その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと	タイミング頻度	確認方法等	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）	作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）	・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること
タイミング頻度	確認方法等																	
初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）																	
除去等を行う日の開始後	・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器																	
集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと																	
その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと																	
タイミング頻度	確認方法等																	
除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）																	
作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）	・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること																	

		<p>へ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>石綿含有断熱材等を次の方法で除去する解体作業</p> <p>方法：原形のまま取り外す等の方法（3に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>1に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たり、予め特定建築材料の除去が著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水すること。</p>
4	<p>①吹付け石綿使用されている建築物等の改造又は補修作業</p> <p>②石綿含有断熱材等が使用されている建築物等の改造又は補修作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の欄のイからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の欄のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>※吹付け石綿の囲い込み、封じ込めについては上記1の作業基準を、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材の囲い込み封じ込めについては上記2の作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。（H18.1.11 環境省水、大気環境局長通知）</p>

(2) 石綿含有成形板等の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	①石綿含有成形板等 (ケイ酸カルシウム板第1種を除く)	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。 イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。) ロ 湿潤化して除去すること。 (イの方法によりを除去することが技術上著しく困難な場合) ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
	②ケイ酸カルシウム板第1種	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。 イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。) ロ イが困難な場合。 (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

(3) 石綿含有仕上塗材の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

なお、下地調整材は、石綿含有成形板等に該当しますので、石綿含有成形板等をご参照ください。

石綿含有仕上塗材の除去工法については、新しい処理工法が今後開発される可能性もあります。新しい処理工法で除去を行いたい場合は、事前にご相談ください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	仕上塗材	次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。) 例)・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度) ・剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa 以上) ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を

		<p>除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
--	--	---

9. 4 下請負人に対する元請業者の指導 (法第 18 条の 22)

対象：特定工事の元請業者

特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。

9. 5 作業の記録

(1) 作業の記録 (法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 3 号)

対象：特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

記録事項と記録方法

- 確認年月日
 - 確認の結果（確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容）
 - 確認者の氏名
 - 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等
- ① 集じん・排気装置を使用した除去を行う場合
集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み、封じ込め（以下囲い込み及び封じ込めを「囲い込み等」という。）の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果等も含まれます。
- ② 作業の途中で作業計画に変更があった場合
変更内容がわかるように記載してください。

<参考>作業記録の例

特定工事の作業記録の例は、環境省及び厚労省発行の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に掲載されています。

(2) 作業が計画に基づき適切に行われていることの確認(法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 4 号)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。なお、下請負人に特定工事を請け負わせていない場合の特定工事の元請業者又は特定工事の自主施工者は、自ら特定粉じん排出等作業の実施状況に関する記録を作成することを通じて、作業が適切に行われていることを確認してください。

① 確認時期

- ・除去又は囲い込み等の実施中に適宜
- ・除去又は囲い込み等が終了したとき

(3) 取り残し等の確認 (法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 5 号)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

元請業者等は、除去作業については取り残しが無いこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

① 記録の実施者

除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者^{※1}

- ・建築物：調査者等事前調査の知識を有する者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者があり、一戸建等石綿含有建材調査者は、一戸建住宅等に限りません。）

または石綿作業主任者

- ・工作物：石綿作業主任者

※「解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができますが、必要な知識を有する者に調査を行わせることが望ましいとされています。

10 石綿濃度の測定 (川崎市条例第 67 条の 6)

対象：特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等で、当該建築材料の使用面積の合計が 50m²以上である特定工事の元請業者、自主施工者

注意 上記以外の者（吹付け、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の工事で使用面積が 50m²未満の工事及び石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の工事の元請業者、自主施工者）についても、市長が必要と認めるときは、測定の実施を要請することがあります。要請の有無は、工事を実施する建築物等の種類、場所、工事方法等により、石綿が大気中に飛散する可能性を総合的に考慮して決まります。

作業場の隔離状態、集じん、排気などによる飛散防止の状況を把握し、その状況に応じた飛散防止の方法の改善及び当該工事に伴う周辺への石綿の飛散状況の監視を目的に、以下のとおり石綿濃度の測定を行ってください。

作業の開始前、作業中、完了後において、以下に定めるところにより大気中の石綿濃度の測定を実施してください。

(1) 測定方法

測定方法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示 93 号）」及び環境省のアスベストモニタリングマニュアル（URL: http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html）により実施してください。

（測定機関についての問合せ先 社団法人日本作業環境測定協会 精度管理センター
URL: <http://www.jawe.or.jp/>）

(2) 測定回数及び地点

特定建築材料の除去作業の開始前、作業期間中、完了後のそれぞれにおいて、次のとおり石綿濃度を測定してください。

測定時期	測定回数	測定場所
作業の開始前、完了後 ^{※1}	それぞれ 1 回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の 1 地点
作業期間中	1 回以上 （作業期間が 6 日を超える場合は 6 日までごとに 1 回）	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下 ^{※2} の 2 地点並びにその主たる風向に対し垂直な 2 地点

※1 この「作業」は石綿建築材料の除去作業を意味し、養生、足場の組立て及び撤去等は含みません。作業完了後の測定は速やかに実施してください。

※2 「主たる風向の風下」は、それぞれの測定の開始時の風向及び測定を予定している時間帯の天気予報を参考として、その都度設定してください。

また、次ページの<備考>に記載した方法も参考に、測定計画を策定してください。

<備考>

① 測定単位

測定は特定粉じん排出等作業場ごとに実施してください。ただし、作業期間中の測定は、1つの特定工事において、複数の特定粉じん排出等作業がある場合であっても同時期に行われる場合には、それらを1つの特定粉じん排出等作業とみなして行うことができます。この場合、1つの特定粉じん排出等作業とみなされた作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とします。(作業場が隣接している場合若しくは作業場の間に当該特定粉じん排出等作業を行う作業員以外の通行等がない場合に限る。)

② 測定回数

「除去作業日数（休日等で作業を中断している日を含む）を6で割り、整数値に切り上げた数値」以上の回数、測定を実施してください。

(例 作業日数6日間の場合は1回、作業日数7日間の場合は2回、測定を実施する。)

③ 測定日の設定

作業期間中の測定の1回目は、原則として石綿除去作業開始の**初日に実施**してください。また、作業期間には、休日等で作業を中断する日も含みます。作業再開の日が前回の測定から6日以上となる場合は、作業を再開した日に測定を実施してください。

④ 測定の妨げとなる障害物がある場合

測定地点と作業場との間に障害物等がある場合は、その地点の代わりに、その影響の少ない敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点としてください。

⑤ 風下地点の設定が困難である場合

上記以外の方法であっても、上記に示した以上の測定地点数であり、かつ、周囲の状況を考慮し石綿の飛散状況の確認が確実に行えるとみなすことができる方法であれば、その他の方法で測定してもかまいません。例えば、作業前後は風下1地点で測定する代わりに敷地境界の4方向4地点で測定するなどが考えられます。作業中については、集じん・排気装置を設置する場合は、風下1地点を含む4地点で測定する代わりに敷地境界4地点と集じん機排出口付近や前室入り口付近で測定する、グローブバックを使用する場合は、風下1地点を含む4地点で測定する代わりに敷地境界4地点と除去作業箇所付近で測定するなどが考えられます。

⑥ 特定粉じん排出等作業場と敷地境界の距離が離れている場合

工事の対象となる建築物等の敷地が広く作業場と敷地境界が離れている場合、作業場と敷地境界の間に当該工事と関係のない人が居住、就業している場合、作業場と敷地境界の間を当該特定粉じん排出等作業を行う作業員以外の人通過、活動する場合などは、敷地境界ではなく、作業場の境界付近で測定してください。

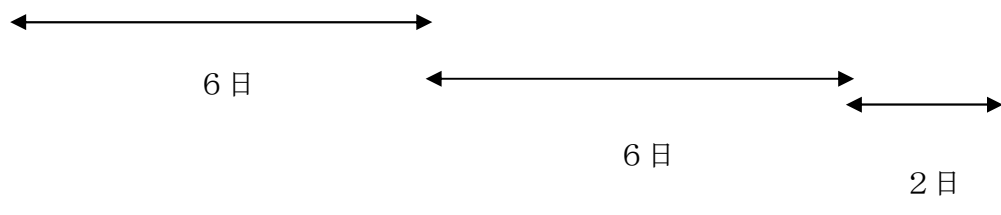
⑥ 測定結果について

川崎市では環境省及び厚労省発行の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考として、漏洩の目安を石綿繊維数濃度1本/Lとしております。なお、濃度測定において、石綿繊維数濃度1本/Lを超えた場合は「15.1(3)緊急時の対応に関すること」を参考に対応してください。

<測定時期例>

	1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)
作業		足場・養生設置		石綿除去 (休工日も含む)												養生撤去・清掃			
測定	● (前)			● (中)			休工日			● (中)				休工日		休工日 ○ (中)	● (中)		● (後)

前回の測定から6日目にあたる日が
休工日の場合は作業再開日に測定



11 特定粉じん排出等作業の記録

11. 1 特定粉じん排出等作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存

(法第 18 条の 23 第 1 項、規則第 16 条の 15 第 1 項)

対象：特定工事の元請業者

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告する必要があります。特定粉じん排出等作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告することとなっています。

報告事項

- 作業が完了した年月日
- 作業の実施状況の概要
- 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項（※1）

11. 2 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

(法第 18 条の 23、規則第 16 条の 15 第 2 項、規則第 16 条の 16)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

(1) 記録の項目

施行規則の根拠			記録事項	元請業者	自主施工者	
16 条 の 15 第 2 項	一	第10条の3	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
		4第2項	四	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○
		第16条の4第1号	イ	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○
			ロ	特定工事の場所	○	○
			ハ	特定粉じん排出等作業の種類	○	○
	二		特定粉じん排出等作業を実施した期間	○	○	
	三		特定粉じん排出等作業の実施状況	○	○	
		イ	除去又は囲い込み等の完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名	○	○	
		ロ	別表第 7 の一の項下欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認を行った者の氏名	○	○	
			発注者への報告書面の写し	○	-	

(2) 保存の期間と方法

特定粉じん排出等作業の記録は、確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（※2）と共に、特定工事が完了した日から3年間保存してください。電磁的記録として保存することもできます。

- ※1 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関から発行された講習修了証（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、当該協会から発行された登録証）。

12 届出等の提出、作成方法

12.0 届出等作成、提出に関する注意事項

大気汚染防止法及び条例の届出等をする場合、以下の内容に注意して書類を作成し、提出してください。

(1) 届出等の作成単位

届出等は、それぞれひとつの工事ごとに作成してください。工事の単位は、「**6.3 手続きを行う工事の単位**」を参照ください。

ただし、同一の工場又は事業所において、同一の元請業者が同一の契約のもとに短期間で複数の建築物若しくは複数の工区の工作物の工事を実施する場合は、書類を一つにまとめることができます。

この場合でも大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）別紙 特定粉じん排出等作業の方法」及び条例の「石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）別紙 石綿排出等作業の方法」は、工事の単位ごとに作成し、その場所を示す名称などを欄外などに明記してください。

(2) 提出方法について

ア 事前調査結果報告書

原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請で行ってください。電子申請した場合は、別途、Logo フォーム、電子メール等で関連資料の提出をお願いします。紙で提出する場合には、(3)～(5)に従って提出してください。

イ その他の届出書

特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿排出等作業実施届出書、石綿濃度測定計画届出書、石綿濃度測定結果報告書、作業完了報告書は、(3)～(6)に従って、e-KAWASAKI（オンライン手続きかわさき）による電子申請又は紙で提出してください。

(3) 届出書の用紙サイズ

届出書の用紙サイズは、図面、表等やむを得ないものを除き、A4としてください。

(4) 届出等の作成部数

紙で提出する際は、大気汚染防止法及び条例の様式それぞれの正本に写しを1通ずつ（計2通）を添えて、窓口（環境局環境対策部環境対策推進課）に提出してください。写しには受付印を押印し、その場でお返しします。

(5) 押印について

令和3年4月1日以降、押印は不要となりました。

(6) 届出期限の数え方

○ 「14 日前までに」届出する場合

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出書
- ・ 石綿排出等作業実施届出書
- ・ 石綿濃度測定計画届出書

<届出期限の例> (中 14 日で数えます。)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	<u>11</u>	12
13	<u>14</u>	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	<u>28</u>	<u>29</u>	30	31		

届出期限 (例 1) → 11日

作業開始日 (例 1) → 29日

作業開始日 (例 2) → 28日

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。
 (例 1：上記カレンダーで作業開始日が 29 日の場合は、14 日が届出期限になります。)
 (例 2：上記カレンダーで作業開始日が 28 日の場合は、中 14 日前の 13 日が日曜日、その前日の 12 日が土曜日で休日なので、11 日金曜日が届出期限になります。)

○ 「作業完了後 30 日以内に」報告する場合

- ・ 石綿濃度測定結果報告書
- ・ 作業完了報告書

<報告期限の例>

日	月	火	水	木	金	土
		<u>1</u>	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	<u>30</u>	31		

作業完了日 → 1日

報告期限 → 30日

なお、報告期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の翌日を報告期限とします。
 (例：上記カレンダーで報告期限が 26 日土曜日又は 27 日日曜日にあたる場合は、28 日月曜日が報告期限になります。)

(1) 対象者

対象：以下の解体等工事の元請業者、自主施工者

- ① 建築物の解体工事であって、解体の作業に係る部分の床面積の合計が 80m²以上のもの
- ② 建築物の改造、補修工事であって、請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの
- ③ 工作物（告示※で定めるものに限る）の解体、改造、補修工事であって、請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの

(2) 報告期限

事前調査を行った後、原則として「石綿事前調査結果報告システム」による電子申請で遅延なく報告してください。紙での提出も受け付けています。

石綿事前調査結果報告システム <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

「遅延なく」とは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいいます。遅くとも解体等工事に着手する前に報告が必要ですが、特定粉じん排出等作業実施届出書及び石綿排出等作業実施届出書を提出する場合は、事前調査結果報告書も同時に 14 日前に提出してください。

また、建設リサイクル法の届出の対象工事は、建設リサイクル法の届出と同時に 7 日前に提出をお願いします。

なお、建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合には、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度、報告してください。再度の報告は、電子申請の場合は既存の申請の修正を行うか、新たに電子申請してください。紙の様式の場合は資料の追加・差し替えを行うか、新たに紙の様式で報告してください。

（「解体等工事の着手」の考え方は、「4 用語の定義 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）

(3) 報告事項

原則として、「石綿事前調査結果報告システム」にて電子申請で報告してください。電子申請した場合は、別途、Logo フォームによるアップロードや電子メール等により添付資料の提出をお願いします。また、紙で報告する場合は、以下の様式及び添付資料により報告書を提出してください。

Logo フォーム「事前調査関連資料提出フォーム」

<https://logoform.jp/FUQz/74859>



提出資料	内容
● 事前調査結果報告書 (様式第3の4)	特定建築材料の種類、調査方法など。

添付資料
<ul style="list-style-type: none"> ○ アスベスト使用建材一覧 アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積を記載してください。アスベスト建材の使用がない場合は空欄で添付してください。 ○ 特定建築材料使用状況図面 特定建築材料の使用箇所がわかる見取図。主要寸法を記入してください。 ○ 分析結果報告書 分析を委託で実施したときは、分析結果の報告書の写しを添付してください。(石綿の含有が無かった場合も添付してください。) チャート類までは必要ありません。 ○ 住民周知計画(要件あり) 住民周知の対象範囲(地図上に工事を行う建築物等と20m範囲、周知する相手を示したもの)、周知方法、周知時期の記載。配布資料がある場合はその写し。(「住民周知」については、「8.2 広告物の配布等」参照してください。) (要件) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等を除去等する解体等工事及び石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等を除去等する延床面積80m²以上の建築物の解体工事 ○ 工事全体の工程表 アスベスト建材が使用されている場合には、特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの。工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期間がわかるもの。 ○ 案内図 工事現場の場所がわかるもの

※令和2年10月7日環境省告示第77号

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

- 1 反応炉
- 2 加熱炉
- 3 ボイラー及び圧力容器
- 4 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- 5 焼却施設
- 6 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
- 7 貯蔵施設(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
- 8 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
- 9 変電設備
- 10 配電設備
- 11 送電設備(ケーブルを含む。)
- 12 トンネルの天井板
- 13 プラットホームの上屋
- 14 遮音壁

- 15 軽量盛土保護パネル
- 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

(1) 対象者

対象：特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている建築物等の特定工事（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者

(2) 届出期限

特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、届け出てください。

ただし、災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合は、14 日前である必要はありませんが、速やかに届け出てください。

（「作業の開始」の考え方は、「4（6）作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0（5）届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3fb1b4c3-218f-4ed4-b788-0d651a21502a/start>



紙で届出する場合は、以下の様式により届出書を提出してください。

- 様式：様式第 3 の 5 特定粉じん排出等作業実施届出書
- 内容：
 - ① 届出者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者氏名
 - ② 届出対象特定工事の場所
 - ③ 工場の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名
 - ④ 作業の種類
 - ⑤ 作業の実施の期間
 - ⑥ 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
 - ⑦ 作業の方法
 - ⑧ 法第 18 条の 19 ただし書きを適用する場合はその理由（※）

※ 法第 18 条の 19 ただし書き

建築物等が倒壊するおそれがあるときなど、法第 18 条の 19 に規定する方法により特定建築材料を除去等することが技術上著しく困難な場合は、当該各号に定める方法により行うことを要しない。

届出の際には、次の資料を添付してください。

添付資料	内容
● 建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺がわかる付近見取図、作業場や周知掲示の設置位置を記載した図面。除去した石綿含有廃棄物等の保管

	場所も記入してください。
● 特定建築材料使用状況図面	平面図、立面図により特定建築材料の使用箇所を記載。主要寸法を記入してください。なお、除去対象が配管に付随する建材である場合は配管図に加え、対象配管がわかるような写真を添付してください。
● 養生図	平面図、立面図により作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況並びに集じん排気装置の位置、集じん排気装置の排気口の位置を記載。主要寸法を記入してください。
● 作業工程表	特定工事の全体の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け、清掃、機材の搬出等の項目ごとに、各作業の期間がわかるよう記載してください。
<p>その他、参考として以下の資料を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施工要領 特定建築材料の除去、封じ込め、囲い込み等の作業の流れが具体的にわかるもの。 隔離養生及び前室の構造、負圧集じん装置の台数の算出根拠及び管理方法などを記載してください。 ○ 管理体制及び緊急連絡体制図 施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。 ○ 作業における点検表 作業時において、定期的を実施する設備、資材等の点検記録表の写しなど。（点検項目については「15.1(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関すること」を参照してください。） ○ 掲示板の内容 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。 ○ 使用機材の一覧表 使用機材が特定できるようにメーカー名、型式等を記載してください。 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 届出時に処理委託契約が完了している場合は、産業廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬業及び処分業許可証の写しを含む）を添付してください。 届出時に処理委託契約が完了していない場合は、委託予定業者の収集運搬業及び処分業許可証の写しのみを添付し、契約完了後に参考資料として委託契約書の写しを提出してください。 	

なお、大気汚染防止法の対象となる作業のうち、条例の濃度測定義務の対象（作業に係る「吹付け石綿」及び「石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材」の使用面積が合計 50 m²以上）となる場合には、作業の届出とあわせて、条例に基づく石綿濃度の測定計画の届出が必要です。（「12.4 石綿濃度の測定計画の届出」を参照してください。）

12. 3 石綿排出等作業の実施の届出 条例第 67 条の 5

(1) 対象者

対象：石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80m²以上で、かつ使用されている石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用面積の合計が 500m²以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

(2) 届出期限

石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに、届け出てください。

ただし、災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合は、14 日前である必要はありませんが、速やかに届け出てください。

（「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (5) 届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task->

<asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3faed560-21b5-4de7->

<b37d-f82c607c8c4a/start>



紙で提出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

●様式：第 25 号様式の 3 石綿排出等作業実施届出書

●内容：

- ① 届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（法人の場合）代表者氏名
- ② 工事の場所
- ③ 作業の実施の期間
- ④ 作業の対象となる特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ⑤ 作業の方法（作業基準に則った作業の方法を記載してください。）

上記の届出とあわせて、次の資料の添付もお願いします。

添付資料	内容
● 建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺がわかる付近見取図、作業場や周知掲示の設置位置を記載した図面。
● 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用状況図面	平面図、立面図により石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用箇所を記載。主要寸法を記入してください。
● 養生図	平面図、立面図により幕等の設置状況及び掲示板の設置場所を記載。主要寸法を記入してください。
● 作業工程表	特定工事の全体の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等の作業、養生の撤去、片付け、清掃、機材の搬出、などの項目ごとに、各作業の期間がわかるよう記載してください。
その他、参考として以下の資料を添付してください。	
○ 施工要領	

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去の作業の方法、流れが具体的にわかるもの。

- 管理体制及び緊急連絡体制図
施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。
- 掲示板の内容
建築物等の解体等作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。
- 使用機材の一覧表
使用機材が特定できるようにメーカー名、型式等を記載してください。
- 産業廃棄物処理委託契約書の写し
届出時に処理委託契約が完了している場合は、産業廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬業及び処分業許可証の写しを含む）を添付してください。
届出時に処理委託契約が完了していない場合は、委託予定業者の収集運搬業及び処分業許可証の写しのみを添付し、契約完了後に参考資料として委託契約書の写しを提出してください。

12. 4 石綿濃度の測定計画の届出 条例第 67 条の 6 (1)

(1) 対象者

対象： 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等で、当該建築材料の使用面積の合計が 50m²以上である特定工事の元請業者及び自主施工者

注意 上記以外の者（吹付け、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の工事で使用面積が 50m²未満の工事及び石綿含有成形板の工事の元請業者及び自主施工者）についても、市長が必要と認めるときは、測定の実施を要請することがあります。

(2) 届出期限

特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、特定粉じん排出等作業実施届出書と併せて提出してください。

（「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）

（届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (5) 届出期限の数え方」を参照してください。）

(3) 届出事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/abad7d62-6fa9-44ab-9d93-95dda7c682b6/start>



紙で提出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

提出資料	内容
● 石綿濃度測定計画届出書 (第 25 号様式の 4)	測定日、測定位置、測定者名など。
● 測定地点の見取図	建築物等と測定地点の位置関係がわかるもの。ただし、「測定地点の位置関係」は、測定地点を測定時の風向を考慮して決定する場合は、測定機器をおくことが想定される範囲を記載してください。(測定地点の決定については「10 石綿濃度の測定」を参照してください。)
その他、参考として、試料採取条件や分析方法等がわかるような測定方法を示す資料を添付してください。	

なお、石綿濃度の測定計画を策定する際は、「10 石綿濃度の測定」の記載をお読みいただき、その内容に沿った計画としてください。

12. 5 石綿濃度の測定結果の報告 条例第 67 条の 6 (2)

(1) 対象者

石綿濃度の測定計画の届出をした元請業者及び自主施工者と同じです。

(2) 報告期限

特定粉じん排出等作業が完了してから 30 日以内に、作業完了報告書と併せて提出してください。

(「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。)

(届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (5) 届出期限の数え方」を参照してください。)

(3) 報告事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task->

<asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/b80d9cda-7dc4-45c8-a143-18dd1c990df1/start>



紙で届出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

提出資料	内容
● 石綿濃度測定結果報告書 (第 25 号様式の 5)	測定結果、測定者名など。
● 石綿濃度測定の結果	測定結果 (測定日時、測定地点、測定値等)、測定時の状況 (気温、風向、風速等)、測定条件 (捕集装置、分析装置) 測定中の写真などを記載してください。

(1) 対象者

対象：特定粉じん排出等作業実施の届出をした者、又は石綿排出等作業の実施の届出をした者

注意 特定粉じん排出等作業の実施の届出をする者は発注者又は自主施工者ですので、特定粉じん排出等作業実施の届出に対する作業完了報告書は発注者又は自主施工者が提出ください。なお、石綿排出等作業の実施の届出をする者は元請業者又は自主施工者ですので、石綿排出等作業の実施の届出に対する作業完了報告書は元請業者又は自主施工者が提出ください。また、特定粉じん排出等作業実施届出書と石綿排出等作業の実施届出書の両方が必要な工事では、それぞれの届出書に対して、作業完了報告書を提出ください。

(2) 報告期限

特定粉じん排出等作業が完了してから 30 日以内に作業完了報告書を提出してください。（「作業の開始」の考え方は、「4 (6)作業開始と作業完了」を参照してください。）
 (届出期限「14 日前まで」の考え方は、「12.0 (5) 届出期限の数え方」を参照してください。)

(3) 報告事項

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c1d68ec3-48bf-45c9-a65e-b5440473dac2/start>



紙で届出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

提出資料	内容
● 作業完了報告書（第 25 号様式の 6）	計画と実際の作業の相違点などについて記入。 なお、作業方法の変更（例：負圧隔離養生で作業を行うと届出に記載したが、グローブバッグ工法に変更する場合など）や特定建築材料の除去箇所の変更など、工事の内容が変更になる場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の再提出が必要となる場合があるので、事前に環境対策推進課に相談してください。
● 実施工程表	当初の予定から変更があった場合、変更点がわかるように記入してください。
● 写真など作業中の状況の記録	養生前、養生後、作業中、作業後の写真（複数の工区で除去作業を行う場合は工区ごと）。集じん・排気装置を設置した場合は、粉じんを迅速に測定できる機器（デジタル粉じん計等）による点検結果記録用紙。

※ 条例の規定により石綿濃度の測定を実施している場合は、石綿濃度測定結果報告書を併せて提出してください。

13 届出書添付資料の一覧表

各届出書に必要な添付資料について、一覧表としてまとめました。

名称	早見表 ^{*1} カテゴリ	添付資料一覧	関連ページ
事前調査結果報告書	早見表 1 「〇」	<ul style="list-style-type: none"> ① アスベスト建材使用一覧 アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積 ② 特定建築材料使用状況図面 特定建築材料の使用箇所が分かる見取り図。主要寸法を記入。 ③ 分析結果報告書 委託分析した場合、その報告書の写し。(チャート類は不要) ④ 住民周知計画(吹付け石綿、石綿含有断熱材等を除去等する解体等工事及び石綿含有建材の使用がある延床面積80㎡以上の建築物の解体工事に限る) 住民周知の対象範囲(地図上に表示する。)、周知方法、周知時期の記載。 配布資料がある場合はその写し。 ⑤ 特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの 工程表など。 ⑦ 案内図 	12.1 事前調査 結果の報告
特定粉じん排出等作業実施届出書	早見表 2 A B H I	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工要領 除去等の作業の流れが具体的にわかるもの。隔離養生及び前室の構造、負圧集じん装置の台数の算出根拠及び管理方法など記載。 ② 建築物等の概要、配置図及び付近の状況 作業場及び付近見取図、周知掲示の設置位置、石綿含有廃棄物等の保管場所。 ③ 特定建築材料使用状況図面 特定建築材料の使用箇所。主要寸法を記入。除去対象が配管に付随する建材である場合は、配管図に加え対象配管がわかるような写真。 ④ 養生図 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況、集じん排気装置及び排気口の位置。主要寸法を記入。 ⑤ 作業工程表 仮設、機材の搬入、養生、特定建築材料の除去等の作業、養生撤去、片付け、機材の搬出など。各作業の期間がわかるもの。 ⑥ 管理体制及び緊急連絡体制図 施工体系図(測定会社、産廃管理会社含む)。 ⑧ 作業における点検表 作業時の点検記録表の写しなど。(点検項目については「15.2(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関する事」を参照) ⑧ 掲示板の内容 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。 ⑨ 使用機材の一覧表 使用機材が特定できるようにメーカー名、型式等を記載してください。 ⑩ 産業廃棄物処理委託契約書の写し(収集運搬及び処分業許可証を含む。) ⑪ 事前調査結果報告書の対象外の場合は事前調査結果 	12.2 特定粉じん排出等作業実施の届出

名称	早見表※ ¹ カテゴリ※ ²	添付資料一覧	関連ページ
石綿排出等作業実施届出書	早見表 2 C	① 施工要領 石綿含有成形板の除去の作業の方法、流れが具体的にわかるもの。 ② 建築物等の概要、配置図及び付近の状況 作業場及び付近見取図、周知掲示の設置位置。 ③ 石綿含有成形板使用状況図面 平面図、立面図により石綿含有成形板の使用箇所、主要寸法を記入。 ④ 養生図 幕等の設置状況及び掲示板の設置場所を記載。主要寸法を記入。 ⑤ 作業工程表 仮設、機材の搬入、養生、石綿含有成形板の除去等の作業、養生撤去、片付け、機材の搬出など。各作業の期間がわかるもの。 ⑥ 管理体制及び緊急連絡体制図 施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。 ⑦ 掲示板の内容 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。 ⑧ 使用機材の一覧表 使用機材が特定できるようにメーカー名、型式等を記載してください。 ⑨ 産業廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬及び処分業許可証を含む。）	12.3 石綿排出等作業の実施の届出
石綿濃度測定計画届出書	早見表 2 A H (B) (C) (D) (E) (I) (J)	① 測定地点の見取り図 建築物等と測定地点の位置関係がわかるもの。 ただし、「測定地点の位置関係」は、測定地点を測定時の風向を考慮して決定する場合は、測定機器をおくことが想定される範囲を記載すること。（測定地点の決定については「10 石綿濃度の測定」を参照してください。） ② 測定方法を示す資料 試料採取条件や分析方法がわかるもの。	12.4 石綿濃度の測定計画の届出
石綿濃度測定結果報告書	早見表 2 A H (B) (C) (D) (E) (I) (J)	① 石綿濃度測定結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定結果（測定日時、測定地点、測定値 等） ・ 測定時の状況（気温、風向、風速 等） ・ 測定条件（捕集装置、分析装置 等） ・ 測定中の写真 	12.5 石綿濃度の測定結果の報告
作業完了報告書	早見表 2 A B C H I	① 実施工程表 当初の予定から変更があった場合、その旨を記入すること。 ② 写真など作業中の状況の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養生前、養生後、作業中、作業後の状況 ・ 集じん・排気装置を設置した場合は、デジタル粉じん計等での点検結果記録用紙 	12.6 作業完了の報告

※1 早見表は、「6. 2 法令の規定と必要な届出書の早見表」に記載

※2 () 内のカテゴリは、「市長が必要と認めたとき」に届出が必要（「6. 2 法令の規定と必要な届出書の早見表」の「※」のケースと同じ。）

14 大気汚染防止法、条例の規定を遵守しなかった場合

市では、解体等作業を伴う工事の発注者及び元請業者、自主施工者、下請負人が実施する石綿飛散防止の取組が円滑に進むよう、大気汚染防止法及び条例の各種届出の情報を基に、作業基準の遵守状況などを書面及び現地調査により監視、指導していきます。

また、大気汚染防止法及び条例の規定が遵守されない場合は以下の対応を実施していきます。

14. 1 大気汚染防止法における対応

(1) 計画変更命令（法第 18 条の 18）

市長が届出内容の作業の方法が法第 18 条の 14 に規定する作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、計画の変更を命ずることがあります。

(2) 作業基準適合命令（法第 18 条の 21）

市長は、元請業者、自主施工者、下請負人が特定粉じん排出等作業について法第 18 条の 14 に規定する作業基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて作業基準に従うべきことを命じ、または作業の一時停止を命ずることがあります。

(3) 報告及び検査（法第 26 条第 1 項）

作業基準の遵守状況等について把握するため、工事の発注者、元請業者、自主施工者、下請負人に対し解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、解体等工事の施工に着手する前の建築物等、解体等工事の現場、営業所、事務所その他の事業場へ立入検査を実施することがあります。

(4) 罰則

ア 6ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金（法第 33 条の 2）

- ・法第 18 条の 18 の計画変更命令に違反した発注者又は自主施工者
- ・法第 18 条の 21 の作業基準適合命令に違反した元請業者、下請負人及び自主施工者

イ 3ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（法第 34 条）

- ・特定粉じん排出等作業実施の届出（法第 18 条の 17 第 1 項の規定による届出）を 14 日前にせず、又は虚偽の届出を行った発注者及び自主施工者
- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材等を除去する場合に、法第 18 条の 19 の規定による除去の方法を行わなかった元請業者、下請負人及び自主施工者

ウ 30 万円以下の罰金（法第 35 条）

- ・求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人

エ 10 万円以下の過料（法第 37 条）

- ・災害等で緊急に特定粉じん排出等作業を行う必要がある場合に、すみやかに特定粉じん排出等作業実施の届出をしなかった発注者又は自主施工者

14. 2 条例における対応

(1) 勧告（条例第 67 条の 9）

- 次に掲げることを実施しなかったとき
 - ・ 大気中の石綿の濃度の測定（条例第 67 条の 6 第 2 項）
- 次に掲げる届出書の提出をしなかった、又は虚偽の届出をした者
 - ・ 石綿排出等作業実施届出書（条例第 67 条の 5 第 1 項）、石綿濃度測定計画書（条例第 67 条の 6 第 1 項）
- 次に掲げる報告をしなかった、又は虚偽の報告をした者
 - ・ 石綿濃度測定結果報告書（条例第 67 条の 6 第 2 項）、作業完了報告書（条例第 67 条の 7）
- 石綿排出等作業の実施計画、又は石綿濃度の測定計画の変更勧告

(2) 公表（条例第 67 条の 10）

勧告に従わなかった場合、市長は次の事項を公表することがあります。

- 氏名又は名称及び住所、（法人の場合）代表者氏名
- 勧告の内容など

15 その他遵守していただきたい事項

川崎市では、従来から「市アスベスト飛散防止に関する指針」や「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引」により、建築物の解体時の石綿の飛散防止について、施工事業者の指導を実施してきました。

それらの規定のうち、特に重要な事項について平成23年に条例化され、また令和2年の大気汚染防止法の改正により、条例の一部の規定を大気汚染防止法による規定に移行しましたが、それ以外の事項についても、大気汚染防止法及び条例の趣旨を踏まえ石綿の飛散防止対策の一層の徹底を図るため、実施していただきますようお願いいたします。

15. 1 全ての特定工事に関すること

(1) 市による作業基準適合状況の確認に関すること

作業の実施に際し、市の職員により作業基準への適合状況について確認を受けること。

【解説】

市の職員による立ち会いがある場合は、除去作業開始時期の見通しが立った段階で、所管課に連絡し立ち会い日の日程調整を行い、作業基準等の遵守状況について確認を受けてください。

(2) 管理体制等の整備に関すること

作業基準の遵守、大気中の石綿濃度測定の実施、周辺住民への周知等を徹底するために必要な管理体制を整備すること。

【解説】

工事の実施にあたっては、適切な管理体制を整備することが重要です。作業主任者等を中心に管理体制の整備してください。また、周辺住民に対する周知等の実施、問い合わせや苦情等への対応窓口等の体制も整備してください。

(3) 緊急時の対応に関すること

ア 外部への飛散等につながる重大な不具合等が認められた場合には、直ちに作業を中止して必要な対応措置を講ずるとともに、市の緊急時連絡先へ報告すること。

【解説】

除去作業における不具合や外部への石綿の漏洩が認められた場合は、直ちに事業者は次の条項で定めた緊急措置を図るとともに、関係法令の所管部署等の緊急時連絡先へ報告し、指導を受けてください。

なお、川崎市では環境省及び厚生労働省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考として、漏洩の目安を石綿繊維数濃度1本/Lとしております。敷地境界等での大気中石綿濃度測定において石綿繊維数濃度1本/Lを超えた場合は、速やかに緊急時の対応を実施してください。

イ 緊急時における応急補修や緊急点検、必要に応じた石綿濃度測定の実施等の対応措置や実施体制については、あらかじめ定めておくこと。

【解説】

① 緊急時の対応方法については、迅速、的確な措置が講じられるよう、作業開始前までに定め、実施体制を確保してください。

- ② 外部への漏れや隔離養生等の重大な不具合を発見した場合は、直ちに工事中止し原因を究明するとともに、追加養生等の対応を行ってください。
- ③ 重大な不具合等が認められた場合は、緊急的な大気中の石綿濃度測定を実施し、その結果について、できるだけ早期に把握してください。
- ④ これらの対応に必要な資材や装置類については、現場での予備品による対応が困難な場合も想定されるので、速やかに確保できるよう手配しておいてください。
- ⑤ これらの事実関係や対応状況については、速やかに建築物等の管理者等へ報告するとともに、適宜、周辺住民等に対しても情報提供を行ってください。
- ⑥ 事態収束後に事実関係や対応状況、再発防止措置をまとめ、報告書を提出してください。

(4) 国のマニュアルの遵守

上記の記載以外の事項については、環境省及び厚生労働省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を遵守して作業してください。

15. 2 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の工事に関すること

(1) 石綿濃度の測定に関すること

石綿濃度の測定を実施する場合には、条例第 67 条の 6 の規定にかかわらず、以下の方法でも測定を行うことで、より周辺環境と作業員の安全に配慮した作業を行うようお願いいたします。

ア 大気中の石綿濃度の測定を、特定建築材料の除去等作業中に、集じん排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において実施すること。

【解説】

負圧養生した工事の場合、石綿の漏洩の原因は、集じん排気装置の不具合と前室出入口からの持ち出しが最も多いといわれています。したがって、この位置での測定は作業管理には重要となります。上記の場所で測定することにより、へパフィルターによる石綿繊維の除去が正常に行われているか、また、隔離養生が適正に行われ、負圧に保たれているかを確認することができます。

イ 作業中や排気口、前室の出入口付近の測定結果については、速やかに把握すること。

【解説】

工事に伴う周辺への石綿の飛散状況を監視するためには、元請業者及び自主施工者は濃度測定の結果を速やかに把握することが重要です。ただし、工事が小規模であって、測定結果が判明する前に完了してしまう場合は、この限りではありません。

ウ 隔離養生を解除する前に、養生内部と外部（一般環境）で総繊維数濃度が同程度になっていることを確認すること。

【解説】

位相差顕微鏡法（PCM法）や繊維状粒子自動計測器により総繊維数濃度測定を行ってください。やむを得ない事情により濃度測定を実施できない場合は、隔離養生内の清掃及び粉じん飛散抑制剤散布後に、集じん・排気装置を 1 時間半以上稼働させた上で、隔離の解除をしてください。

(2) 作業計画の策定時に注意すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下の点を注意し計画を策定してください。

負圧での隔離養生を行う場合、隔離養生区域の設定、集じん排気装置の配置位置、能力、飛散抑制剤、防止剤等の量等を確認すること。

【解説】

工事の実施にあたり、作業基準を遵守した施工計画を立てる必要があります。計画策定時には、次の項目についても注意してください。

- 集じん排気装置の能力やへパフィルター使用時間（500時間以内）
- 養生シートに無理な力が加わらないような施工方法や補強措置
- 隔離養生を行う作業区域の適切な設定
- 特定建築材料の施工状況に応じた飛散抑制剤、防止剤等の量や散布装置の選定
- 隔離養生区域内の気流が確保できるセキュリティと集じん排気装置の配置（対角線上に配置するか、フレキシブルダクトをセキュリティの対角線上まで伸ばして排気する。）
- フィルター交換時の飛散防止を考慮した集じん排気装置の配置（養生区域内に設置することが望ましい。）
- やむを得ず、集じん排気装置を隔離養生区域外に設置する場合の飛散防止措置

(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下により遵守状況の点検と記録を行ってください。

工事の実施に当たっては、作業主任者が始業時、作業中の随時、終業時、完了時において隔離養生の不具合の有無、集じん排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、飛散抑制剤、防止剤等の散布状況、石綿含有廃棄物等、撤去資材の取扱状況等について、作業基準が常に遵守されているかを点検し、その結果を記録すること。

【解説】

工事の実施にあたり、石綿の飛散防止を図るためには、作業基準の遵守及び日常的な点検確認が重要です。工事の進行状況に応じて、次のような項目について点検を行い、必要な措置を講ずるとともにその結果を記録してください。なお、記録にあつては、日報によることとしても差し支えありません。

- ① 始業時
 - 集じん排気装置の能力やフィルタ類の交換状況
 - 前室や養生シートの施工状況
 - 飛散抑制剤、防止剤等の準備状況等
 - 養生シートの不具合等の緊急時の連絡体制の確認
- ② 作業中
 - 作業に伴う養生シートの剥離などの有無
 - フィルタの目詰まりの有無や交換頻度
 - 飛散抑制剤、防止剤等の散布量
 - 石綿含有廃棄物等及び使用済み資材の保管状況
- ③ 休憩時など作業中断後
 - 作業開始前に負圧が保たれていること

④ 終業時

- 養生シートの状況や石綿含有廃棄物等の処理、袋詰め状況
- 飛散抑制剤、防止剤等の散布状況
- 終了後の集じん排気装置の稼働（1.5 時間以上）

⑤ 作業完了時

- 特定建築材料の除去等作業及び飛散防止薬剤の散布が確実になされていること
- 隔離養生を解除する際、作業終了後の区域内に残留した石綿の濃度が十分に低くなるまで、集じん排気装置を稼働させていること（1.5 時間以上）
- 石綿含有廃棄物等及び使用済み資材の処理が適切に行われていること

(4) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関すること

終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講ずること。

【解説】

1日の作業の終業時には、(3)③の点検項目を実施してください。また、それに加え飛散防止薬剤による処理、HEPAフィルターを装備した真空掃除機による処理、前室の閉鎖等を行うなど飛散防止対策を確実に実施してください。

(5) 石綿が付着した内装材の取扱いに関すること

石綿が付着している可能性がある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講ずること。

【解説】

特定建築材料の施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物に石綿繊維が含まれている場合があります。その場合は、周囲に石綿を飛散させないように、内装材の表面から真空掃除機などにより石綿繊維を除去したうえで、内装材を廃棄してください。なお、真空掃除機等の方法での除去が困難な場合は、石綿が付着した内装材は、解体する特定建築材料と同等に取り扱ってください。

15.3 石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の工事に関すること

(1) 作業計画の策定時に注意すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下の点を注意し計画を策定してください。

特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置することにより、周辺環境に配慮した作業を行うことが望ましいです。

下地調整材の除去で、電気ディスクグラインダーを使用することが想定されるため、その際は、除去を行う部分の周辺を事前に養生し、除去する下地調整材を薬液等により湿潤化してください。

(2) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関すること

終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講ずること。

【解説】

1日の作業の終業時には、飛散防止薬剤による処理、HEPAフィルターを装備した真空掃除機による処理等を行うなど飛散防止対策を確実に実施してください。

(3) 石綿が付着した内装材の取扱いに関すること

石綿が付着している可能性がある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講ずること。

【解説】

特定建築材料の施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物に石綿繊維が含まれている場合があります。その場合は、周囲に石綿を飛散させないように、内装材の表面から真空掃除機などにより石綿繊維を除去したうえで、内装材を廃棄してください。なお、真空掃除機等の方法での除去が困難な場合は、石綿が付着した内装材は、解体する特定建築材料と同等に取り扱ってください。

15.4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関すること

石綿含有廃棄物等の処理に関すること

特定粉じん排出等作業から生じた廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正な処理を行うこと。

【解説】

廃棄物を処理する場合には、廃棄物の区分に応じて、それぞれの処理基準に従って行わなければなりません。

特定粉じん排出等作業から生じた廃棄物の処理については、環境局生活環境部廃棄物指導課の指導を受けてください。（場合により、廃棄物の処理の状況確認を行うことがあります。）

＜川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課＞

電話 044-200-2596, 2581

FAX 044-200-3923

Eメール 30haiki@city.kawasaki.jp

大気汚染防止法抜粋

（定義等）

第2条（略）

8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

（略）

11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものいう。

12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

（特定粉じん排出等作業の作業基準）

第18条の14

特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第18条の15

1 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前3号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

- 3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第1項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。
- 4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第1項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前2項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又第4項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定工事の発注者等の配慮等)

- 第18条の16** 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。
- 2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。)を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者(その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。)が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。
 - 3 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

- 第18条の17** 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第18条の19において「届出対象特定工事」という。)の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該届出対象特定工事の場所
 - 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 四 当該届出対象特定工事に係る第18条の15第1項第2号口から二まで及び第3号口に掲げる事項
- 2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第 18 条の 18 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出(第十八条の十五第一項第三号口に掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)

第 18 条の 19 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第 18 条の 17 第 1 項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置(第 2 号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)

第 18 条の 20 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第 18 条の 21 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第 18 条の 22 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

- 第 18 条の 23** 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。
- 2 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び検査)

- 第 26 条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 33 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第17条第3項、第18条の4、第18条の18、第18条の21又は第23条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 (略)

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条の6第1項若しくは第3項又は第18条の17第1項、第18条の28第1項又は第18条の30第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

三 第18条の19の規定に違反したとき。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二・三（略）

四 第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 37 条 第 11 条若しくは第 12 条第 3 項（これらの規定を第 17 条の 13 第 2 項又は第 18 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 18 条の 17 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

大気汚染防止法施行令抜粋

（特定粉じん）

第 2 条の 4 法第 2 条第 9 項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）

第 3 条の 3 法第 2 条第 11 項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

（特定粉じん排出等作業）

第 3 条の 4 法第 2 条第 11 項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第 10 条の 2 法第 18 条の 17 第 1 項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

（報告及び検査）

第 12 条（略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第 18 条の 15 第 1 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等（同項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項をいう。次項において同じ。）及び特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の規定により、解体等工事の元請業者に対し法第 18 条の 15 第 1 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、自主施工者に対し同条第 4 項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果（当該解体等工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。）について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させることができる。

大気汚染防止法施行規則抜粋

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第10条の4 法第18条の17第1項及び第2項の規定による届出は、様式第3の5による届出書によつてしなければならない。

2 法第18条の17第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(届出書の提出部数等)

第13条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

(作業基準)

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
 - イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
- 二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
 - イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
 - (3) 第10条の4第2項第3号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項

- 三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況(別表第7の一の項中欄に掲げる作業並びに6の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の1の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。)及び確認した者の氏名を含む。)を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
- 四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第1号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- 五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め(以下この号において「除去等」という。)の完了後に(除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。
- 六 前各号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(解体等工事に係る調査の方法)

第16条の5 法第18条の15第1項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。
- イ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等(口からホまでに掲げるものを除く。)
- ロ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下この号において同じ。)であつて、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- ハ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- ニ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- ホ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- 二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除く。)については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物を改造又は補修するさぎょうであつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。
- 三 第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解体等工事に係る説明の時期)

第16条の6 法第18条の15第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに)行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第16条の7 法第18条の15第1項第4号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第18条の15第1項又は第4項の規定による調査(以下「事前調査」という。)を終了した年月日
- 二 事前調査の方法
- 三 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項
- 四 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第10条の4第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- 五 解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第10条の4第2項各号に掲げる事項

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

第16条の8 法第18条の15第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

- 一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 解体等工事の場所
 - 三 解体等工事の名称及び概要
 - 四 前条第1号及び第2号に掲げる事項
 - 五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(解体等工事に係る建築物等が第16条の5第1号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)
 - 六 解体等工事に係る建築物等の概要
 - 七 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
 - 八 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名
 - 九 分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
 - 十 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第16条の5第3号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及びその根拠
- 2 第16条の5第2号に規定する調査を行つたときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第16条の5第2号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。
- 3 法第18条の15第3項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第 16 条の 9 法第 18 条の 15 第 5 項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第 16 条の 10 法第 18 条の 15 第 5 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第 16 条の 7 第 1 号及び第 2 に掲げる事項
- 三 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第 16 条の 11 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

- 一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの
 - 二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第 5 号において同じ。)の合計額が 100 万円以上であるもの
 - 三 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの
- 2 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第 16 条の 5 第 1 号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項(第 16 条の 7 第 3 号並びに第 16 条の 8 第 1 項第 6 号及び第 9 号に掲げる事項を除く。)に限る。)について行うものとする。
- 一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第 16 条の 7 第 1 号及び第 3 号並びに第 16 条の 8 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事項
 - 三 解体等工事の実施の期間
 - 四 解体等工事が前項第 1 号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計
 - 五 解体等工事が前項第 2 号又は第 3 号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額
 - 六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
 - 七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第 16 条の 5 第 2 号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要
 - 八 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期
- 3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 法第 18 条の 15 第 6 項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組

織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第3の4による報告書によつて行うことをもってこれに代えることができる。

(下請負人に対する説明の事項)

第16条の12 法第18条の16第3項に規定する環境省令で定める事項は、第10条の4第2項第2号及び第16条の4第1号ハからホまでに掲げる事項とする。

(集じん・排気装置)

第16条の13 法第18条の19第1号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

(隔離等の方法に準ずる方法)

第16条の14 法第18条の19第1号ハの環境省令で定める方法は、同号口に規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。

(被覆又は固着の方法)

第16条の15 法第18条の19第2号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み等」という。)を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第16条の13に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第16条の16 法第18条の23第1項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
 - 二 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
 - 三 第16条の4第5号に規定する確認を行つた者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項
- 2 法第18条の23第1項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から3年間、これを同項に規定する書面の写し及び第16条の4第5号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。
- 一 第10条の4第2項第3号及び第4号並びに第16条の4第1号イからハまでに掲げる事項
 - 二 特定粉じん排出等作業を実施した期間
 - 三 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含む。)
 - イ 第16条の4第5号に規定する確認をした年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。)及び確認を行つた者の氏名
 - ロ 別表第7の1の項中欄に掲げる作業並びに同表の6の項下欄イ及びハの作業を行つたときは、同表の1の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。)及び確認を行つた者の氏名

(特定粉じん排出等作業に関する記録)

第16条の17 法第18条の23第2項に規定する記録は、前条第2項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から3年間、これを第16条の4第5号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し(同号ただし書の規定によ

り、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行った場合を除く。)とともに保存するものとする。

別表第7

一	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z八二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
二	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
三	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p>

		<p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
四	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
五	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
六	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからラまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p>

		<p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>
--	--	---

環境省告示第76号 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うため必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物(建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。次号において「登録規定」という。)第2条第4項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部(次号において「一戸建て住宅等」という。)を除く。)

同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3工に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められるもの

二 一戸建て住宅等

前号に掲げる者又は登録規定第2条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

環境省告示第77号 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号に規定する特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一 反応槽

二 加熱炉

三 ボイラー及び圧力容器

四 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)

五 焼却設備

六 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)

七 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)

八 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)

九 変電設備

十 配電設備

十一 送電設備(ケーブル含む。)

十二 トンネルの天井板

十三 プラットホームの上屋

十四 遮音壁

十五 軽量盛土保護パネル

十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

十七 観光用エレベータの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例抜粋

(屋外作業に伴う騒音及び振動の防止)

第 65 条 (略)

2 事業者は、建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物(以下「建築物等」という。)の (略)

(周辺住民への周知)

第 67 条の 3 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 12 項に規定する特定工事(以下「特定工事」という。)(規則で定めるものに限る。)を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、同条第 11 項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)の実施の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知しなければならない。

(石綿排出等作業の実施の届出)

第 67 条の 5 特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの(以下この条において「石綿排出等作業」という。)を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事の場所

(3) 石綿排出等作業の実施の期間

(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(5) 石綿排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(石綿の濃度の測定計画の届出等)

第 67 条の 6 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の規定による届出(以下「特定粉じん排出等作業の実施の届出」という。)を要する特定工事を施工しようとする事業者で規則で定めるものは、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による届出をした者以外の者が特定工事を施工する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。

(作業完了の報告)

第 67 条の 7 第 67 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該特定粉じん排出等作業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

(特定工事を施工する事業者等への勧告)

第 67 条の 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 67 条の 2 第 1 項、第 67 条の 5 第 1 項又は第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 67 条の 6 第 2 項の規定による測定をしなかった者
 - (3) 第 67 条の 6 第 2 項又は第 67 条の 7 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 2 市長は、第 67 条の 5 第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が大气污染防治法第 18 条の 14 に規定する作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。
- 3 市長は、第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出(大气污染防治法第 18 条の 17 第 2 項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。

(特定工事を施工する事業者等の公表)

- 第 67 条の 10** 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋

(周辺住民への周知)

- 第 62 条の 9** 条例第 67 条の 3 に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。
- (1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事
 - (2) 石綿を含有する仕上塗材(以下「石綿含有仕上塗材」という。)及び石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。)が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が 80 平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事
- 2 条例第 67 条の 3 に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が特定粉じん排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で 20 メートル以内にあるものをいう。

(実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業)

- 第 62 条の 11** 条例第 67 条の 5 第 1 項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。)が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が 80 平方メートル以上であるものに限る。)の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が 500 平方メートル以上であるもの以外のものとする。

(石綿排出等作業実施届出書)

- 第 62 条の 12** 条例第 67 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書(第 25 号様式の 3)により行うものとする。

2 条例第 67 条の 5 第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- (3) 注文者の氏名又は名称
- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)

第 62 条の 13 条例第 67 条の 6 第 1 項に規定する事業者は、作業に係る特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。)の使用面積の合計が 50 平方メートル以上であるものを伴う特定工事を施工する事業者とする。

(石綿濃度測定計画届出書)

第 62 条の 14 条例第 67 条の 6 第 1 項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書(第 25 号様式の 4)により行うものとする。

(石綿の濃度の測定)

第 62 条の 15 条例第 67 条の 6 第 2 項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 第 1 号に規定する環境大臣が定める測定法(平成元年環境庁告示第 93 号)別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。

2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。

(石綿濃度測定結果報告書)

第 62 条の 16 条例第 67 条の 6 第 2 項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書(第 25 号様式の 5)により行うものとする。

(作業完了報告書)

第 62 条の 17 条例第 67 条の 7 の規定による報告は、作業完了報告書(第 25 号様式の 6)により行うものとする。

(特定工事を施工する事業者等の公表)

第 62 条の 18 条例第 67 条の 10 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

平成 23 年川崎市告示第 182 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 62 条の 15 第 2 項に規定する石綿の濃度の測定回数及び地点の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 12 年川崎市規則第 128 号)第 62 条の 15 第 2 項に規定する石綿の濃度の測定回数および地点を次のように定め、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

平成 23 年 3 月 31 日

川崎市長 阿部 孝夫

次表の左の欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に定める測定回数を同表の右欄に定める測定地点において行われるものとする。

測定時期	測定回数	測定地点
特定粉じん排出等作業の開始前及び完了後	それぞれ1回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の1地点
特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の日数が6日までごとに1回	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の2地点並びにその主たる風向に対し垂直な2地点

備考

- 1 特定粉じん排出等作業の期間中に係る測定は、一の特定工事において一の特定粉じん排出等作業と他の特定粉じん排出等作業が同時期に行われると認められる場合にあつては、それらを一の特定粉じん排出等作業とみなして行うことができる。この場合において、一の特定粉じん排出等作業とみなされた特定粉じん排出等作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とする。
- 2 この表の右欄に掲げる測定地点と作業場との間に石綿の濃度の測定に影響を及ぼす障害物等がある場合は、当該地点に代えて、その影響を回避することができる敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点とする。

石綿障害予防規則抜粋

(事前調査及び分析調査)

第3条 事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

2 前項の規定による調査(以下「事前調査」という。)は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 設計図書等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。
- 二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。

- 一 既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等 当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
- 二 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第61号)第4条第1項の有害物質一覧表確認証書(同条第2項の有効期間が満了する日前のものに限る。)又は同法第8条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書(同法附則第5条第2項に規定する相当証書を含む。)の交付を受けている船舶 当該船舶に係る同法第2条第6項の有害物質一覧表を確認する方法
- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶(日本国内で製造されたものに限る。)の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日(第5項第4号において「着工日等」という。)が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等(次号から第8号までに該当するものを除く。) 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下この項において同じ。)であつて、平成19年10月1日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成18年9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成21年4月1日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキングが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキングの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であつて、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキングが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキングの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

- 七 平成 18 年 9 月 1 日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設(次号において「化学工業施設」という。)の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以降にその接合部分にグランドパッキングが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキングの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成 18 年 9 月 1 日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 4 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析による調査(以下「分析調査」という。)を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。
- 5 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第 3 項第 3 号から第 8 号までの場合においては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第 3 号及び次項第 1 号において「調査終了日」という。)から 3 年間保存するものとする。
 - 一 事業者の名称、住所及び電話番号
 - 二 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
 - 三 調査終了日
 - 四 着工日等(第 3 項第 4 号から第 8 号までに規定する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日)
 - 五 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
 - 六 事前調査を行った部分(分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。)
 - 七 事前調査の方法(分析調査を行った場合にあっては、分析調査の方法を含む。)
 - 八 第 6 号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。)及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
 - 九 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料の有無及び場所
- 6 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第 1 項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。
 - 一 調査終了日
 - 二 前項第 6 号及び第 8 号に規定する事項の概要
- 7 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となったときに、事前調査を行わなければならない。

建築基準法抜粋

(面積、高さ及び階数の算定)

第 92 条 建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積及び高さ、建築物の軒、天井及び床の高さ、建築物の階数並びに工作物の築造面積の算定方法は、政令で定める。

建築基準法施行令抜粋

(面積、高さ等の算定方法)

第 92 条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。)には、自

動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を算入しない。